

令和7年

文教委員会会議録

とき 令和7年11月25日

品川区議会

令和7年 品川区議会文教委員会

日 時 令和7年11月25日（火） 午前10時00分～午後2時38分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員	委員長 つる伸一郎	副委員長 筒井ようすけ
	委員 まつざわ和昌	委員 若林ひろき
	委員 のだて稔史	委員 高橋しんじ
	委員 横山由香理	

出席説明員	伊崎教育長	米田教育次長
	船木庶務課長	荒木学校施設担当課長
	丸谷教育総合支援センター長	佐藤子ども未来部長
	上野子ども育成課長	柴田子ども施策連携担当課長
	吉野子ども家庭支援センター長	柏木子育て応援課長
	芝野保育入園調整課長	染谷保育施設運営課長
	佐藤保育事業担当課長	

○午前10時00分開会

○つる委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、学校施設担当課長は、議案審査のため、冒頭から総務委員会に出席しております。

また、本日は、審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願ひいたします。

2 請願・陳情審査

(1) 令和7年陳情第47号 品川区私立幼稚園保護者負担教育費の軽減に関する陳情

○つる委員長

初めに、予定表の順番を入れ替えて、予定表2の請願・陳情審査を行います。

(1) 令和7年陳情第47号、品川区私立幼稚園保護者負担教育費の軽減に関する陳情を議題に供します。

まず、本陳情は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして理事者よりご説明願います。

○芝野保育入園調整課長

それでは、私から、本陳情についてご説明させていただきます。

初めに、項番1、入園料補助金のさらなる増額でございます。入園料補助金は、過去数回の増額を経て、現在、10万円を私立幼稚園に入園した方に補助しているものでございます。入園料補助金については、23区の平均が約7万1,000円、近隣区の平均が約8万8,000円となっており、品川区はいずれも上回っておりますが、今後も他区の状況を注視しながら検討を行ってまいります。

次に、項番2、給食費の無償化についてです。幼稚園における給食提供については、保育園と異なり、法律上義務づけられているものではないため、給食設備の整備状況が各園によって異なっております。また、外部搬入による仕出し弁当等の提供をしている園もございますが、提供回数や金額も各園で異なる状況でございます。財源についても、非常に高額な予算措置が必要となることが推測されます。こうした背景から、給食費を無償化することには課題があると考えております。

次に、項番3、預かり保育料の補助金の増額及び補助対象者の拡大でございます。預かり保育料の補助金につきましては、令和元年度より始まりました国の幼児教育・保育の無償化制度により、保育の必要性の認定を受けた場合、利用実態に応じて月額1万1,300円まで助成が受けられる仕組みとなっております。この制度は、区立幼稚園、新制度園を含めた私立幼稚園、認可外保育施設共通のものとなっております。

現時点では、預かり保育の利用率や負担の公平性を考慮すると、国の無償化制度を超えた補助の拡充には慎重な検討が必要と考えておりますが、今後も、預かり保育の利用状況や保護者の皆様のご要望を丁寧に把握し、国や東京都の補助金拡大の動向も注視しながら、よりよい支援の在り方について継続的に検討してまいります。

次に、項番4、私立振興助成金でございます。区は、1園につき220万円の運営費補助金、在籍園児数に基づき、1人当たり2,000円の園児教材費補助金、1園につき20万円の教員研究費補助金、1学級につき1万円の衛生管理費補助金を支給しております。

その他、園児、職員健康診断費用、職員インフルエンザ予防接種費、心身障害児教育事業費、防災安全対策費などの補助を行っております。

さらに、令和7年度からは、各園における熱中症予防の補助や職員採用に係る経費の補助を開始しております。

最後に、保護者教職員連合会に対する助成についてです。区は、私立幼稚園協会に対し、区内の私立幼稚園の連携を高め、幼児教育の向上を図る目的で補助を実施しております。その補助のうち一部が、陳情を出された団体が実施する研修や講演会等における会場費や講演料に活用されております。

令和7年度には、子育て支援や特別支援教育など、幼児教育活動に求められる役割および機能が多様化していることや、人件費や物価高騰など社会状況の変化を踏まえて、補助額を550万円から600万円に増額しております。

これまでも適宜、私立幼稚園協会と意見交換等を行いながら、補助メニューの拡充や助成額の増額に努めているところでございます。

私立幼稚園は、長きにわたり品川区の幼児教育をリードする主たる施設であります。社会情勢の変化や保護者ニーズなどを勘案しながら、今後も保護者負担の軽減と幼児教育の充実を図ってまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

ご説明いただいた中で、給食費の無償化については、非常に高額で、課題があるというお話をしたけれども、実際は幾らぐらいかかるのか、想定額が分かれば、伺いたいと思います。

それと、入園料補助金が、今、一律10万円出されているということで、実際、入園するときには、費用はどのくらいかかるのか伺います。

あと、預かり保育料も同じなのですけれども、今、補助金増額が求められておりますが、今の状況で足りないということだと思うのですが、実際の利用料と、今出している補助金との関係です。何割ぐらい出しているのか、その辺りを伺います。

○佐藤保育事業担当課長

私から、給食費の無償化を行った際の予算規模についてご回答させていただきます。

まず、どのような補助制度にするのかによって、予算規模は非常に変わってきてしまうところがございます。仮に今、私立幼稚園に通われている児童は約1,800名ほどいらっしゃいますが、その児童の方全てに週5日で月20日、夏休みなどは考慮せずに1年間、12か月を実施した際に、1食分500円程度と算出しますと、2億1,600万円程度の予算が必要となると想定できます。

また、こうした制度全体を賄う国や東京都の補助はない認識でございます。

○芝野保育入園調整課長

私からは、2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、入園料補助金のことございますが、10万円ということで、入学時にご負担いただく費用でございますが、通常は入園料と、あと、保育料は毎月かかりますので、こちらがかかり、その他諸費用

というのがかかってまいりと考えておりますので、入園料ですが、おおむね11万円から16万円の範囲内で皆さん設定しておりますので、その差額についてはご負担いただくことになっております。

あと、保育料は、この間の令和7年度の拡充ということで、実質、無償になっておりますので、入園料だけご負担いただくことになっております。

あと、預かり保育です。こちらの利用料と補助金の関係ですが、利用料が各園ばらばらであります、ざっくり言つてしまつますと、1日600円程度取つてゐるところから2,100円程度取つてゐる園まで、結構ばらばらでございます。補助金が1万1,300円、日額でいいますと450円になりますので、450円を引いた額がご負担いただいている額になるかと思います。

○のだて委員

給食費については、2億円余の予算が必要だということで、今のお話だと、勉強不足ですみません。給食は、毎日出しているところがあるということですか。私立幼稚園における給食の状況、実態を伺いたい。回数なども含め、どのように提供しているのかということです。

入園料補助金は、そうすると、10万円だと、負担しているところが1万円から6万円ぐらいはあるということですね。分かりました。

預かり保育料についても、負担している部分が450円よりかかっている部分であるということだと思います。

そうした中で、この陳情では、公私の格差是正ということで言つてゐるわけですけれども、区立との費用負担の差はどのくらいあって、区としてはどのように認識されているのか、伺います。

それと、先ほど言つてよかったですけれども、ぜひ陳情の資料を出していただけたらと。説明でいろいろしていただいたので、分かったのですけれども、事前に資料を出していただくと、より分かりやすいと思いますので、今後出していただければと思います。

○佐藤保育事業担当課長

それでは、私から、私立幼稚園における給食の実態についてご説明させていただきます。区内には私立幼稚園は17園ございまして、給食の実施状況はそれぞればらばらでございます。

まず、回数からお話をさせていただくと、1回から週5日の5回やられている園までございまして、全園において何かしらの食事の提供はしているような状況でございます。

費用負担につきましても、非常にこちらも差がございまして、保育料の中に含まれているという考え方からゼロ円の園から、月額で1万円程度お支払いをいただいている園があるという状況でございます。

○芝野保育入園調整課長

入園料と預かり保育、こちらの公私の格差でございますが、入園料は区立は取つておりませんので、その分、そのところでは差があるのかと。

預かり保育は、450円を上回る負担をいただいている園もございます。最高で1,150円取つておりますので、その差額ですから、700円を負担しているという園がございます。

○のだて委員

区の認識は。

○芝野保育入園調整課長

失礼いたしました。その是正でございますが、これまで、保育料につきましては、月額4万円までという拡充をしてきております。入園料、預かり保育料についても、先ほどもご説明させていただきましたが、利用率とか、入園料は全員にご負担していただいていますので、他区の状況とか、その辺を

しっかりと把握しながら、検討を進めていきたいと考えております。

○つる委員長

よろしいですか。

○のだて委員

検討されているということでしたけれども、区としてはこの是正が必要だと考えているのかどうか、その認識をお伺いしたいと思います。

○芝野保育入園調整課長

是正が必要かでございますが、私立幼稚園は、区の幼児教育の中心を担っていただいておりますので、今後は是正に向けた検討も併せて行っていきたいと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

私から1点、確認させていただけたらと思いますが、補助対象者の拡大という記載があるのですけれども、1号給付の保護者のうち、12日48時間以内の、例えばパート勤務の方々の預かり保育のニーズがどれだけあるのかを、もし区として把握していることがありましたら、教えてください。

○芝野保育入園調整課長

申し訳ありません。48時間以内のパート勤務で預かりを希望される方の数字は持ち合わせておりません。

○つる委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第47号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○まつざわ委員

結論を出すで、趣旨採択でお願いします。

陳情が求めています1から4の項目がありますけれども、その必要性は確かに認める必要があると思っていますが、課長のお話を聞いていると、区の財政状況および公平性、また、持続可能性の観点からいうと、現行の予算の枠組みでは、全てを即座に実現することはとても困難というのをお話の中で分かりました。

先ほどから議論があります給食費、私もお話を聞きましたけれども、やはり給食費に関しても、2億円の無償化であったり、補助金の大幅な増額であったりというのは、多額の財政負担を伴うということをお話でよく分かりました。

こういった大きな予算規模が動くというのは、やはり優先順位をしっかりと決めて、慎重な検討が必要であるのは、私も全く同意見です。

しかし、会派としては、陳情にあります子育て世帯の負担軽減と、また、私立幼稚園教育の振興、この趣旨というものは賛同しています。

よって、この陳情の趣旨は採択しますが、具体的な要求項目については、区の財政計画、ほかの子育

て施策、そういったバランスをしっかりと考慮して、実現に向けて継続的に調査、そういうのをしていただきたいと強く要望して、意見とさせていただきます。

○筒井副委員長

まず、この陳情要旨の1番、4番、入園料補助金のさらなる増額や、私立振興助成金・保護者教職員連合会への助成などは、ご説明のとおり、既に増額されていると。区としては手厚く行っていると考えております。

また、給食費の無償化や預かり保育料の補助金の増額をさらにご要望されているわけでございますけれども、給食費については、ご説明のとおり、各園によって設備状況が既に異なっているなど、また、そもそも給食を出していないところなどがあるという、こうした条件的にもなかなかそろっていないということと、また、そもそも財源の話が出ましたけれども、無償化に対して、かなり今批判的なお声も出ている中、こうしたことで給食費の無償化はなかなか認めにくいということ、また、預かり保育料も、国の制度を超えてやる必要性があるのかということもあります。

そもそも私立幼稚園は私立なのであって、公立ではないので、あまり私立であるにもかかわらず、公的補助、税金による補助を求めていいのか。私学の建学の精神が失われてしまうのではないかなど、そういった面もあります。こうしたことがかなり会派でも様々議論がありました。

ただ、一方、陳情要旨の私立幼稚園の教育状況の向上、教育内容のさらなる充実については賛同いたしますので、今回は趣旨採択とさせていただきます。

○若林委員

本日結論を出すで考えております。

冒頭、入園料、給食費、預かり保育、また、振興費、保護者教職員連合会への補助等、様々まずは列挙され、ご説明がありました。聞いている中で、毎年、私立幼稚園協会保護者教職員連合会からは、同趣旨のいわゆる請願・陳情が出されて、ここにも書いてあるとおり、教育費負担軽減を区政に働きかけることを目的として活動していると明記をされております。

そういった中では、先ほど列挙された各種の助成金、補助金の様々な増額、拡充を、区がその声を受けて予算化されてきた、事業化されてきたということに対しては、一定の今までの私立幼稚園協会保護者教職員連合の目的が果たされてきたのだと改めて感じた次第でございます。

一方で、今回は給食費の無償化、また、預かり保育料についての新たなご要望ということで承りました。先ほども意見表明の中でもあった、また、質疑の中でもありましたけれども、義務教育ではない幼稚園、区立も含めて幼稚園、なおかつ、公立と私立の違いというところから、この陳情の理由の中には、公私の教育費の負担の公平化という言葉遣いをされておりますけれども、公平化という、陳情の理由としてはそうなのですけれども、これを区民の理解を得て予算化する段階においては、果たして制度が違う、また、公立私立で違う、そういうところで公平化というのはどういうことなのかというのは、給食費と預かり保育も含めて、まだまだ議会の中で、また、区の中でも議論されてきた経緯がまだそんなにないと私どもは理解しておりますので、ある意味、これをきっかけに、義務教育でない公立と私立のそれぞれの役割とか、それに対する公費負担の在り方は、慎重に議論を進めていくことだと思っております。

したがいまして、今回の陳情については、趣旨で採択をすることでお願いをしたいと思います。

○のだて委員

本日結論を出すということで、採択です。

給食費の問題、いろいろ出されておりますけれども、仮の制度として考えたときに、2億1,600万円ということですけれども、この間の区の財政を見ていますと、収入も増えておりますし、基金も積み増している中で、十分負担できると思いますし、ほかの公私の格差は正ですとか、つながりをつくって協力していくのは必要なことだと思いますので、支援していきたいと思いますので、採択です。

また、この陳情を見ると、この間の経過が書いてあるのですけれども、もう少し具体的にどのように、なぜこれを求めているのかという理由を書いていただくと分かりやすいということだけ述べておきたいと思います。

○高橋（し）委員

今日結論を出すということで、趣旨採択をお願いします。

1から4まであるのですけれども、区では、それぞれかなり細かく助成なり補助なりして、金額も増やしてきている部分があります。給食費や預かり保育に関しては、制度設計からやらなければいけない状況も出てくると思います。特に給食費などは事情がかなり違うので、そういう面から考えると、なかなか厳しい状況があると思います。

この1から4の要望に応えていくのは厳しいと思いますが、1行目にあるように、保護者の負担、教育費軽減という、陳情の一番の大きな目的は理解させていただきますので、そういうところから、私立幼稚園の教育状況の向上等のご要望ということに関しては理解させていただくので、趣旨採択です。

○横山委員

本日結論を出すで、趣旨採択をお願いします。

先ほどの議論で、財源などの課題があるとの説明がありました。時代を取り巻く様々な変化が、私立幼稚園に通う子どもたちの教育にも影響を与えていたることは、確かな事実だと私は考えています。そうした背景から、区として、その時々にしかるべき支援を実施することで、子どもたちの幼児期の教育を支えていくことは必要だと考えています。

今後は、幼児教育の質の向上を推進するために区として検討していく中で、科学的な根拠に基づいたニーズ調査ですか、他の地域における先進的な研修の在り方なども研究してほしいと思いますので、要望させていただきます。

また、私立のみならず、公立幼稚園を含めた区内幼児教育の全体の質の向上については、これから議会でも議論を深めていくことが必要だと私は思っておりますし、これまでも私立の幼稚園にリードしていただきてきましたが、それらの知見を共有したりですとか、幼稚園の先生方の交流の場、また、幼稚園と小学校の先生方の交流の場を設けたりですとか、例えば、教育特色が様々なあるかと思うのですけれども、そういう特徴にかかわらず、令和の時代の幼稚園の先生方に共通してスキルアップにつながるような研修、現在であれば、具体的には、子どもの人権ですか命の安全教育、ICTやAIですか、幼児期の遊びと小学校の各教科における学びのつながりに関する内容ですとか、または、熱中症、子どもの事故予防といったような、そういう部分の内容のオンライン研修ですとか、各園で同じ研修を複数回実施して、多忙な現場の先生方が参加しやすい体制づくりを支援していただきたいとも考えているところです。

私立公立にかかわらず共通して取り組める内容を整理するなど、より効率的かつ効果的な区としての支援の在り方を模索しながら、区内で働く先生方の全体のキャリアアップにつなげていただき、ひいては区内全体の幼児教育の質の向上のために、地域のP D C Aが機能しやすいような仕組みを構築するという視点を持ちながら、今後の幼児教育を捉えていただきたいということも要望させていただきます。

今後、ますます新しい教育を取り入れていかなければならなくなる、未来に向けての転換期だと思いますので、子どもたち、保護者、現場のお声を聞きながら、保護者の方々の負担の軽減などを区として支援をよろしくお願ひいたします。

○つる委員長

それでは、本陳情については結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

その上で、先ほど態度を確認したときに、趣旨採択、それから、採択と意見が分かれました。

これにつきまして、多数は趣旨採択であります、のだと委員につきましては採択というご意見でございましたが、趣旨採択にまとめるということでおよろしいでしょうか。

○のだと委員

採択と趣旨採択で決を採るというのはできないですか。

○つる委員長

決は採らない。

○のだと委員

仕組み上、そうなっているということですか。

○つる委員長

結論を出すのは、結論を出で、のだと委員が採択、ほかの委員が趣旨採択というご意見をいただいて、方向性としてはあるのですが、ここで趣旨採択に寄せることができれば、全体終了ということです。

○のだと委員

今までそのように。

○つる委員長

そうです。基本は、分かれていたときには、それ自体で採決ではなくて、寄せますかと。そして、寄せますと。そうすれば、当然、今あつたようなご意見をきちんとその中に反映されていると。

○のだと委員

私たちの立場としては、採択したいところですが、趣旨採択で合わせていきたいと思います。

○つる委員長

今、趣旨でということでございました。全体として趣旨採択ということで、採決を採っていきたいと思いますので、そのことも踏まえて、本陳情については簡易採決にしたいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

それでは、(1)令和7年陳情第47号、品川区私立幼稚園保護者負担教育費の軽減に関する陳情についてお諮りいたします。

本件を趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、趣旨採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 令和7年陳情第50号 品川区内の小・中・高・特別支援学校における「いじめ」をなくす取り組みに関する陳情

○つる委員長

次に、(2)令和7年陳情第50号、品川区内の小・中・高・特別支援学校における「いじめ」をなくす取り組みに関する陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、本陳情にございます要旨3点について、順に説明をいたします。

まず、項番1についてですけれども、現在、品川区立学校におけるいじめの認知件数については、国が実施する児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果公表に合わせて、年間のいじめの認知件数を教育委員会や文教委員会で報告しております。文教委員会資料については、ホームページ上でも閲覧できるようになっています。国の調査でも公表まで半年を要しており、数値の精査には一定程度の時間がかかることから、月間の認知件数の公表については困難であると認識してございます。

なお、高等学校、特別支援学校および私立小学校・中学校については、区教育委員会の所管外でございます。

続いて、項番2についてです。いじめについては、いじめ防止対策推進法に基づき適切に認知し、早期対応をすることが求められております。国においても、いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることのあかしと捉えており、認知件数の目標を立てることは適切ではないと考えております。

一方で、いじめはどんな理由があっても許されるものではございません。教員の意識を高めるとともに、児童生徒へのいじめ予防授業を繰り返し行うことで、結果的にいじめ被害が減るということを期待してございます。

続いて、項番3についてです。区では、法や条例に基づき、品川区いじめ根絶協議会を設置し、学識経験者をはじめ、各警察署、PTA会長、自治会連合会長、青少年対策地区委員、民生委員、保護司会、人権擁護委員、商店街連合会長など、地域の方を交え、区立学校のいじめの認知件数の共有をはじめ、児童生徒がいじめについて学習する様子をご覧いただくことや、地域住民としてどのようにいじめ問題に向き合っていくかなどの協議を行っております。

また、各学校では、校区教育協働委員会において、学校評価の項目4、いじめ防止の取組に関する点について、保護者や地域住民を交えた協議を行っております。

○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

陳情の中に、いじめが重大な人権侵害であるということとか、社会問題だということは、私もそのとおりだと思います。

その中で、陳情要旨の中に、数値目標を設定するべきだと書いてありますけれども、私はそれは違うと思うのですが、区としても、国が目標を設定するのはよくないというお話をしたけれども、区の考え方と国のそう言っている理由、根拠があれば伺いたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

まず、いじめの認知件数の数値目標についての区の考えでございますけれども、明日の文教委員会で報告をさしあげますが、品川区のいじめの認知件数につきましては、国の1,000人当たりのいじめの認知件数に比べて、随分の差が開いているという認識に立っております。

ここ数年の区の考え方でいじめの認知件数を減らすのではなくて、より小さなじめでも認知をして対応することが必要だと考えております。

また、国においても、認知件数を減らす目標を立ててしまうと、小さなじめを見逃してしまったりすとか、単純にトラブルということで片づけてしまったりすとか、そういう懸念があるということで、積極的にいじめを認知して、適切に対応する。小さなところから子どもたちを救っていくという考え方でございます。

そういったことから、平成29年から、全国的にもかなり認知を上げて、子どもたちへの対応を進めています。

○のだて委員

ご説明いただいたとおり、国との差が結構開いているということで、明日、報告があると思うのですけれども、児童でいうと、昨年の1,000人当たりの認知件数は区が45.5ですけれども、国は101.9で、約半分ぐらいになっております。

実際の認知件数は、昨年、区では児童は814件で、増えてきているような状況がありますので、こうした対応を、先ほど小さなところから救っていくというお話をしたけれども、非常にこうした早めの対応をしていくことで、いじめを解決し、なくしていく力になると思います。

やはり数値目標を決めると、数値ばかりを追い求めてしまって、隠蔽が起きたりすとか、数字の操作をしたりということにもなりかねませんので、こうした中で対策がゆがんでいくことにもなりかねないと思いますので、数値目標を設定するのは、私は違うと思います。

あと、地域住民の協力が一番と書かれているのですけれども、あと、国と自治体でできることはほとんどないと書かれておりますが、私はできることはあると思います。区として、いじめ対策、どういったことができるかを考えているか。実際やっているとは思いますが、伺います。

○丸谷教育総合支援センター長

本区につきましては、昨年度からいじめ予防プログラムを全校で取り入れまして、全ての学校で同じワークブックを用いながら、年3回のいじめ予防授業を行っております。

また、教員研修も充実させるという意味で、年間10回のいじめ予防の教員研修を行っております。

こうした取組を積み重ねることで、昨年度は認知件数が大幅に増加したということもございますので、こうした取組を続けて、子どもたちの認識、教員の意識を高めて、進めていきたいと考えております。

○のだて委員

本当に自治体としてできることは、たくさんあると思うのです。学校の環境を整備していくことも自治体の仕事ですし、こうした研修をやることで、いじめ対応を後回しにしないですか、しっかりと学校で共有して、対策を行っていくですか、いろいろできると思いますし、少人数学級を実施することでも、教員の目が十分届く、範囲が広がる、ようになることもありますので、ぜひそうしたところも含めて、自治体として、いじめ対策を進めていくということをやっていっていただきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○若林委員

要するに、自治体とか教育委員会はいじめをなくすことができない、そういう役割を果たすのではなくて新しい角度というか、いろいろな見方、ご意見があつていいと思うのですけれども、そういうところから入ってきたので、何点か、この文章に沿ってそれぞれ区の見解を確認だけさせていただきたいと思います。

2ページ目にはありますけれども、1つは、「いじめ」を無くす上で最も重要なのは、地域住民の努力。

それから、1行飛ばして、生徒が「いじめ」をする一番の原因是、家庭において、道徳教育が十分に行われていないから。これが2つ目です。

また1行飛んで、次の段落の、家庭における道徳教育を充実させること。学校の道徳教育よりも、家庭の道徳教育を充実させることが重要だと。これが3つ目です。

その下、身近な存在である地域住民による見守りや声かけが重要になると。こういう陳情者の意見、主張が何点か端的に出ていますので、それぞれ区の見解を確認をしておきたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

今、挙げていただいた4点につきまして、いずれも大切な視点ではあると捉えております。品川区のいじめ防止対策推進基本方針、この中でも、家庭や地域との連携についてうたってございます。学校と地域、家庭、それぞれが連携をしながら子どもたちを見守っていくこと、また、家庭での子どもたちへの教育、これも第一義的なところで、いじめ予防には非常に重要な視点だと考えてございます。

学校では、各家庭へのお願いということで、年度当初にいじめ予防、いじめ防止についての取組について、学校での取組を知っていただくとともに、家庭においても、そういった子どもたちへの働きかけをしていただきたいという説明も行っておりますので、こうした連携が大切だと考えております。

また、地域の方々への支援は、区で行っておりますいじめ根絶協議会でも協力を求めてございます。

学校、家庭、地域が一体となっていじめ防止に取り組むことは、非常に大切なことだと捉えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○筒井副委員長

認知件数については、小さいじめを見逃さないために、むしろ認知したほうがいいということで、まさにそのとおりと思っております。

また、地域住民の協力については、いじめ根絶協議会などがある、やられているということなのですけれども、今、区の方針でも、学校、家庭、地域との連携、家庭向けのご説明も様々やられていると思うのです。また、やはり私もいじめ根絶自体が非常に大切であり、やらなければいけないと思っているのですけれども、病気と同じで、いじめの重大化を防ぐ。病気で言えば、早期発見して重症化を防ぐ

ということに似ていると思っているのですけれども、小さいじめを認知して、それで、いじめの例えば重大な身体とか生命の侵害、財産の侵害とか、そうしたいじめの重大化を防ぐことにつながったのかという、こうした実績、こうした状況はあったのでしょうか。まずそれをお伺いしたいと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

やはりいじめを初期の段階で把握をして、重大化を防ぐことは非常に大切なことでございます。学校では、現在、毎日、心の健康観察ということで、タブレット端末を活用した取組を行っております。また、月に1回、いじめの被害申告、目撃申告、こういったアンケートも行っておりまして、毎日の子どもの心の変化の気づきですとか、月に1回のいじめのアンケート、こういったものを用いて、初期の段階で学校が把握する取組を行っております。

実際に毎日の健康観察の中で心の変化に気づいて、早期に教員が声をかけて、いじめを初期の段階で対応した事例もございますので、こうした取組を継続的に行っていきたいと考えております。

○筒井副委員長

ぜひ初期での発見を積極的に行っていただきたいと思います。

あと、ご家庭などにもご説明されていると思うのですけれども、やはり家庭の中での道徳教育、いじめをしてはいけないということを保護者の方も積極的に生徒へお伝えしていくのが、大事だと思っております。

終始ご説明されていると思うのですけれども、家庭での理解の状況、いじめはしてはいけないという、いわゆる区の行っている取組の理解の浸透度はどのくらいかを、どのように区としてお感じになっていらっしゃるのか、伺います。

○丸谷教育総合支援センター長

保護者の認識というところでの細かな調査を行っているものではございませんけれども、市民科授業地区公開講座において、いじめ予防授業をご覧いただいて、その中で保護者の方の認識も上げていただくといった取組を昨年度から行っておりますので、こうした取組を繰り返し行うことで、家庭との連携も強固なものになっていくものと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第50号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○まつざわ委員

結論を出すで、不採択です。

いじめの根絶を目指した地域という、この陳情者の趣旨は本当に共感をしますが、先ほどからいろいろお話を出している件数の公表であったり目標の管理であったりは、これは国も、区もおっしゃっている、指針であるいじめの積極的認知数とは、全く矛盾するものであると思っています。

お話を聞きましたけれども、件数を減らすのを目標にすると、やはり隠蔽であったり、過小評価で

あつたりをするといった危険はあると思っています。これをすることによって、本当に助けてほしい子どものSOSが聞こえなくなると思います。

また、プライバシーの侵害につながる懸念が、月間のデータなども先ほどお話がありましたけれども、困難であるという現状もありながら、やはり風評被害やプライバシーの侵害につながると私も思います。

まとめさせていただきますと、いじめ対策で優先するべきは、本当に数が大きい少ないとかではなくて、やはりお話がありましたけれども、早期発見、早期対応というのが、いじめを助長させない、本当に一番大事なことだと思っています。

また、いじめも本当に多様化していて、学校も大変で、教育委員会も大変だと思っているのです。それこそ地域で守っていくのは本当に大事な根底でありますので、私たち議員も地域の代表としてお手伝いしますので、学校だけ、教育委員会だけでなく、オール品川でこの問題は解決していきたいと思っています。

○筒井副委員長

陳情者の方のいじめをなくしたいという思いには全面的に共感するところであり、いじめの根絶はしなくてはいけないと考えております。

一方、この要旨の1番、2番、手段としては、認知件数は区議会ホームページで公開されるということと、認知件数は、小さいじめを見逃さないため、むしろ増やしていくのがいいということもあります。

また、いじめ根絶協議会がありまして、地域住民と協力もされています。

したがって、結論としましては、不採択でありますけれども、ぜひ積極的に家庭と地域の連携を図つていって、しっかりとご説明を、さらに皆さん全員で実感をしていただいて、本質的にいじめをなくしていっていただきたいと思います。

結論としては不採択でお願いします。

○若林委員

結論を出で、不採択です。

いじめをなくすために、自治体ができるることはほとんどありませんというところから入ってしまうと、区教育委員会が地域の方と連携を取りながらとか、家庭における道徳教育の充実とか、そもそもこれはやはり区教育委員会が柱となって、様々な振興計画、いじめ根絶協議会ですか、様々なことを当然よかれと思ってやっている中で、自治体ができるることはほとんどありませんという意見は、私はなかなかうなづけないところがどうしても当然あります。

ですので、しっかりとこれまで以上に地域、家庭と連携を取りながら、しっかりと区教育委員会がまさに現場の学校のご支援をしながら、いじめの根絶に向けてさらにご努力をしていただきたいと思います。

○のだて委員

本日結論を出すということで、不採択です。

地域住民の協力は必要だと思いますし、認知件数の実態を明らかにすることは対策にもつながりますので、必要だと思います。

しかし、数値目標を決めて取り組むとなると、先ほども申し上げましたが、対策がゆがんでいくことになりかねないと思います。

また、自治体にできることもたくさんあると思います。少人数学級ですか、教員の仕事を減らして多忙化を解消していくとか、あと、この間、品川区でも起きているいじめの重大事態の中でも、子

どもたちの人間関係、ささいなトラブルから重大事態になってしまっていることもありますので、人間関係をつくっていくということも含めてやっていかなければいけないと思いますし、教員の多忙化を解消すれば、そうした子どもたちもしっかりと見ていくことができるということと、あと、子どもたち自身の権利ですとか、子どもの権利条約を学んでいくのも含めて、そういういた様なことが自治体ではできると思いますので、本陳情には賛成できませんので、不採択です。

○高橋（し）委員

結論を出すで、不採択でお願いします。

ご説明をいただきて、その中で、陳情の内容の1、2、3は、ご説明からするとそぐわないということで、不採択でお願いします。

繰り返しませんが、理由の中の幾つかが理解、賛同できないところもますあるし、それから、ホームページでも年間のデータは公表しています。数値目標については、ほかの教育活動で数値目標を立てていろいろやるのは、教育内容によって効果的だと思いますけれども、いじめの件についてはそぐわないと思います。

あと、いじめに関しては、ほかの委員もお話しされているように、学校、家庭、地域、そして社会全体で対応していくべきものだと思っていますので、こちらの趣旨は賛同できないので、不採択です。

○横山委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

今後も、品川区の実情に合わせて、効果的ないじめ防止対策を進めていただきますようお願いいたします。

○つる委員長

それでは、本陳情については、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、簡易採決により採決を行います。

それでは、(2)令和7年陳情第50号、品川区内の小・中・高・特別支援学校における「いじめ」をなくす取り組みに関する陳情についてお諮りいたします。

本件を不採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件および請願・陳情審査を終了いたします。

1 議案審査

(1) 第123号議案 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○つる委員長

次に、予定表1の議案審査を行います。

(1)第123号議案、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を

議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤保育事業担当課長

それでは、私より、第123号議案、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

S i d e B o o k s の資料1－1をご覧ください。初めに、1番、改正理由および2番の改正内容についてご説明いたします。本改正は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴うものでございまして、2番、改正内容（概要）に詳細を記載してございます。後ほど別紙を用いて、改正後の区の対応についても説明させていただきます。

児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設され、通報義務等の対象となる施設・事業が追加されました。また、通報を受けて必要な措置等を講じる所管行政庁についても新たに規定されております。

この法改正に伴い、上記内容等を定めた児童福祉法第33条の10第2項および第3項が追加されたことを受けまして、児童福祉法を参照している条例の条例番号のずれが発生することとなったために、条文中第33条の10を第33条の10第1項に改めるものでございます。

続いて、3番、整理条例で改正する条例についてです。

(1)番、品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例、(2)番、品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例、(3)番、品川区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例、(4)番、品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例、以上4条例となります。

4番、改正案につきましては、別紙新旧対照表のとおりとなっておりますので、次ページをご覧ください。改正内容でご説明したとおり、4つの条例全てにおいて、虐待等を禁止している条文について、法改正による条ずれが発生しましたので、改正したものとなってございます。

お戻りいただきまして、5番、施行日でございますが、公布の日となっております。

続きまして、児童福祉法の改正による区の対応について説明いたします。資料4ページ、保育所等における虐待通報等への対応についてをご覧ください。

1番、児童福祉法の改正による新たな規定についてです。本改正によりまして、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務、これは主に施設で働く保育士などに課せられるものになります。

続いて、都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を実施する。こちらにつきましては、児童相談所設置区においては、当該区となりますので、品川区に課せられた規定となっております。

3番目、都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見、こちらも同様に、品川区が意見を求ることとなります。

最後、都道府県による虐待の状況等の公表、こちらは区の報告を受け、東京都が取りまとめを行い、年に一度公表する予定となっております。区といたしましても、適宜、区議会への報告を予定しております。

以上が新たに規定されました。

下段、2番、通報後の区の対応についてでございますが、保育所を例とした場合の一連の流れを記載しております。当然、現状におきましても、区は、保育所等に対し、虐待や不適切保育、そして、事故

についても報告を行うように指導しておりますので、現時点においても、事実確認、児童の安全確保、事業者への指導というのを適切に行っております。

そのため、法改正による大きな変更というのはございませんが、初期段階におきまして、しっかりと情報収集を行い、その結果を踏まえ、対応段階にて現地訪問や指導検査を実施、虐待の有無を判断いたします。その後、終結段階において、必要な指導を実施していきます。幸い現在まで区内の保育施設等で虐待の認定をされたケースはございませんけれども、虐待の事実が確認できた際には、施設に対し、勧告・命令等を行うこととなります。その後、児童福祉審議会および東京都へ報告することとなります。法改正前との大きな違いが、この報告義務になります。最後に、当該児童への継続的なフォローや事業者への指導、再発防止策の検討など、フォローアップを実施することとなります。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

今回の改正によって、通報義務が発生する、対象になる施設は、保育所はもちろんのこと、乳幼児を預かる施設という認識でよいのか確認させていただきたいのと、あと、児童センターも今回対象になるのですか。新たに対象になった施設、主なところで、区内にあるもので伺えればと思います。

実際のところは、今までと区の対応はあまり変わらないというお話をしたけれども、具体的に区は今までどういった対応をしてきたのか、今回と変わるところがあれば伺いたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長

今回の法改正によって対象となった施設についてでございますが、資料の保育所等における虐待通報等への対応についてに記載がございまして、点線で囲まれている施設、これは児童福祉法から抜粋した施設でございまして、保育所から一番最後の児童館まで、施設を記載させていただいております。

一番大きな施設が、委員がお話しいただいたように、保育所でして、これが区立、公設民営、私立合わせて150施設ほどございます。次に、認可外の施設が44施設、幼稚園が27施設となってございまして、児童館も24施設が対象となっております。

今までどのような対応をしてきたかになりますけれども、同様の資料、下段にございますように、初期段階においては、通報などがあった際、しっかりと通報者からの意見をお伺いしまして、こちら、電話でありますたり、直接お会いしたりもしてございます。案件によっては、園へどのように今後アプローチしていくのか検討し、区で関連する部署があるのであれば、関連した部署との協議などを行います。その後、事実確認が必要でございますので、園に訪問して、園長先生や職員の方にヒアリングを行い、虐待等の事実をしっかりと把握していくものでございます。

今まで虐待に認定されたようなケースはございませんけれども、改善が必要な行動があった際には、園に対してしっかりとそうした方針をお伝えして、改善を促すということを行ってございます。

さらに、虐待に至らなくても、園児に対するフォローが必要な場合には、区では育児相談会などをやってございますので、そうした場所をご紹介し、保護者の方、そして、お子さんの様子を継続的なフォローを実施しております。

○のだて委員

そうすると、今までの対応とこれからは本当に何も変わりはないのですか。先ほど東京都への報告義務ができるというのが大きく変わることだとお話がありましたが、それ以外では特に区の対応として変

わるところはないということでおろしいですか。

○佐藤保育事業担当課長

失礼いたしました。変更点について触れていないで、大変申し訳ございません。委員のお話のとおり、今後、変更点が、東京都と児童福祉審議会への報告というのが課せられましたので、そちらについてはしっかりと対応していきたいと考えているところでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。

○若林委員

この4ページは、区から見た流れで、最初の左端の通報等の受付の前段で、いわゆる保育所等の職員の発見、通報が入ってくるのだと思いますけれども、通報の義務を怠った場合、職員はどういう処分、ペナルティーというのか、そちら辺はどのようになっているのかというのが1つ。

あとは、初期段階、対応段階、終結段階と、大きく3つあると思いますけれども、特段、区の対応、体制に変更はないということですが、いわゆる専門職、例えば、医療であるとか、保健であるとか、社会福祉士とか専門職が判断するところは、どこの資格になるのかも教えていただきたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長

まずは、通報の義務を怠った場合のペナルティーでございますけれども、今回の法改正に当たって、こうした罰則規定等は追加されておりません。ですが、通報等をとどまってしまうようなことがないように、様々な機会を用いて、通報の必要性を継続して投げかけていきたいと考えてございます。

続いて、各段階における専門職の判断についてでございますけれども、現在、区は、保育所に関してですが、窓口となります部署に、保育士のOB、園長経験者、長い経験を持っている方がいらっしゃいますので、その方を含めまして総合的に判断しております。

さらに、区は児童相談所を既に設置しておりますので、子ども家庭支援センターがございます。こうした職員、部門との連携を図りながら、一つ一つのケースに対応しているところでございます。

○若林委員

分かりました。罰則はなしということですが、こういう法改正、条例改正というところで、それはそれとして、一段と周知徹底、また、区としてそこに意識を強く持たせるための何か工夫等があれば、またご検討いただきたい。

これ、一歩、初動を誤ると、初動というのは区の初動もありますし、各公立私立の職員の初動の誤りもあると思います。常にこういういわゆるトラブル、事件、事故の、いつも思いますけれども、最初のボタンのかけ違いとか、初動の誤りというのが必ずついて回るので、今さらですけれども、よくよくそこはご対応いただければと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○まつざわ委員

お話を、内容が少し変わったということですけれども、例えば、子どもの安全措置という部分だと、最優先でこういう事例が起こりました、事例が起きたときに最優先で判断、そして、またそれをすぐ実施するという具体的な計画はどのようになっているのか、あと、こういう事故が起こったときに、区長にどのタイミングでどう伝えるのか、そういう報告体制があれば、まず教えてください。

○佐藤保育事業担当課長

まず、事例が起きた際の判断についてでございますけれども、緊急性を要するような、児童の身体や生命に危害が及ぶような事例が起きた際には、早急に区長等にも報告を行うとなっております。

また、判断についてでございますが、現在、今回の法改正に関連して、国からガイドラインが出てございまして、その中において、それぞれの虐待、どういったケースであれば、それを虐待として認定していくのか、また、どのように判断していくのかということが示されてございますので、そうしたものを見参考に区としては対応していきたいと考えているところでございます。

○まつざわ委員

誰かがやるだろうという曖昧な基準が、それこそ誰も通報しなかったという事故につながると思ってるので、ある程度ガイドラインがあるのであれば、計画を立てたところで、そのケースの判断というのは難しいと思いますけれども、ある程度計画は立てていったほうがいいと思っています。

あと、もう1個は、今、保育所もそうですし、児童センターも増えましたけれども、結局、職員だけではなくて、例えば、会計年度の方もそうですけれども、こうやって法改正がありましたという周知を全部に言うのはなかなか大変と思っていますので、そういった、変わりましたという周知をどう徹底していくのか。あと、もう1点、先ほど内部通報者の話がありましたけれども、やはり告発して、それが不当な利益を受けないような基準というのはしっかりと設けないといけないと思っています。言ったけれども何もならないのが一番、区としても駄目なこと、ケースでありますので、やはり内部通報者の保護を徹底した、そういった仕組みもしっかりと明記していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長

まず、法改正の周知についてでございますが、これは区としても非常に重要なことだと考えてございまして、既に私立の園長会や公立の園長会等を通じて、法改正の趣旨等についてはお話をさせていただいてございます。

今回、通報等をより実施していただくために、オンラインで24時間お受けするような窓口を設置してございます。この設置に当たっては、各園においては、こういった窓口があるというチラシを我々が作成しましたので、園において事務所などに掲示を依頼しているということと、あとは、子育てアプリを活用しまして、登録されている方にプッシュ型で周知を実施しています。

続いて、通報者の方の保護についてでございますが、こちらは国のガイドラインにもしっかりと記載されてございまして、不利益が起こることのないように対応することと記載がございます。区としても当然、そうした点については細心の注意を払いながら対応していかなければならないと考えております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

先ほどの説明の中にもあったと思うのですけれども、保育所等における虐待通報等への対応についての、2番の通報後の区の対応の保育所の場合の図を見たときに、東京都と区の役割分担はどのようになっているのか、もう一度詳しく教えていただけたらと思います。

また、今回、変更点が児童福祉審議会等への報告と東京都に定期報告ですけれども、例えば、東京都の役割として、報告を受けた後、その後、フィードバック等、そういった、何か区とのやり取り等が発生するのか。この変更によってどういったことが変わってくるのかもご説明をいただければと思います。

また、通報の受付の窓口ですけれども、今回、保育所、または、児童センターであると子ども育成課になるのかですとか、それぞれ様々な部署にまたがると思うのですが、先ほどまつざわ委員の質疑の中

で、オンラインで24時間の通報の窓口を設置するということなのですけれども、例えば、お子さんであったり、保護者の方であったり、職員の方がそれぞれこの専用の窓口に直接お話ししたいですか、そういったようなことがあった場合、それぞれどういった受付の窓口になっていくのかをご説明いただきたいです。

○佐藤保育事業担当課長

まず、東京都と区の役割についてでございますけれども、児童相談所を設置している区に関しましては、所管行政庁が区になりますので、区で対応していくことになります。

ただ、それまで東京都で認可をしていることもありますので、東京都における知見をお借りしたい、連携していきたいということもありますので、そこについてはしっかりと情報共有などはしていきたいと考えているところでございます。

東京都に報告した後のフィードバックについてでございますが、現在、これは始まったばかりということもありますし、東京都と23区で研修会のような会議体を設けて実施してございますが、その中にいて、今後どのような連携を図っていくのか。件数の公表の仕方とか、好事例といいますか、そういったものの共有などを今後検討していくものであると認識してございます。

続いて受付窓口についてでございますが、まずはそれぞれ施設を所管している部署において対応していくことになりますが、オンラインでの窓口の中にも、対応する所管の連絡先は記載している状況でございます。

○横山委員

そして、通報を受け付けた後に、対応方針の協議ですとか、例えば、指導方針の協議、虐待有無の判断になってくると思うのですけれども、こちらの判断等もそれぞれの所管で異なってくるのでしょうか。組織としての判断をどうしていくのか、もし分かりましたら、教えてください。

○佐藤保育事業担当課長

虐待等の判断につきましては、先ほどお話しさせていただきました国のガイドラインを基に、それぞれの所管において判断されていくと考えますが、それぞれの事案が多い施設、抱えている施設数の違いがありますので、そこについては対応ができる職員の数ですとか、それまでの経験といったものの違いが発生しますので、情報共有、連携を図りながら対応していきたいと考えてございます。

○横山委員

先ほどのご説明にもありましたけれども、児童相談所ですとか、子ども家庭支援センターですとか、様々専門職の方で、そういった経験豊富な方、SVの方とかもいらっしゃるような組織もあると思いますので、所管内で様々方針ですとか判断をしていただきつつ、ほかの部署とも連携していただきながら、適切な判断ですとか、区の方針やフォローアップにつなげていただきたいと思いますので、また、他区ですとか東京都とも今後スタートしていくということですので、ぜひ適切に進めていただけたらと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

3つお話で、今、起きてからのお話なのですけれども、その前の段階で未然に防止することがまず大事だと思っていて、虐待を未然に防止するための、園やそういった施設での注意していることがあれば、お話ししていただければと。

あと、いわゆる虐待に気づく。保育士にとって、そういったことに気づくというのは、経験があればできるのですけれども、なかなかそうでない場合のそういうのを学んだりする機会、保育士同士のコミュニケーションとかもあるのでしょうかけれども、その点はどのような、先ほどの1個目の質問と少し重なりますけれども、そういう部分があると、どのようにして保育士たちが気づくのを学んでいくか、それを教えていただきたいと思います。

3つ目は、虐待には至らなかったという話がありましたけれども、その手前でこういうことがあった。例えば、家庭でこんなことがあった状況を保育士が見つけた、気づいたとか、あるいは、逆に、ほかの保育士に何かがあって、それをほかの保育士がこういうのを見つけた、そういう少し具体的なのがあれば、1つか2つ教えていただければと思います。

○佐藤保育事業担当課長

ご質問いただきました1番目と2番目のご質問、事前に防ぐために、また、そういったものを学ぶ場所についてでございますが、区といたしましては、今回の例のように、国や東京都からこうした虐待の予防、またはそれがあった際のガイドライン等、マニュアルなどがあった際には、必ず各園に周知をし、共有をしていく。また、さらに園長会等において議題として取り上げることで、理解を深めていくことも実施してございます。

さらに、研修の機会としては、区において、のびしなプロフェッショナルスクールという研修機関を設けてございますので、そうした中で、お子さんへの取組方のような研修の機会を持ってございます。そこに関しては、研修全体になってしまふのですけれども、私立保育園の方たちにも参加いただきまして、たしか、すみません、正確ではないのですけれども、700名以上の方にご参加いただいているような実績もございます。

続いて、虐待までに至らなかったけれども、どういったことがあるのかについてでございますけれども、ご相談いただく内容でいきますと、一番多いのは、お子さんに対する指導についてがございます。大きな声での指導が、少し過剰になってしまっているようなケースなどがあると認識してございます。また、あと多いものは、園児同士のトラブルをどのように園として介入していくのか、そこに関するご相談を伺っています。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会から、お願いいいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。先ほど少しお話しするのを忘れたのですけれども、虐待に至らないような園の風土とか、園長とか先輩とか、そういう園の風土も大切なことで、ぜひそちらも、虐待に至らないような園の風土をつくるようにお願いします。

○横山委員

賛成します。

○つる委員長

それでは、これより第123号議案、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(2) 第124号議案 品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○つる委員長

次に、(2)第124号議案、品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤保育事業担当課長

それでは、私より、第124号議案、品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

S i d e B o o k s の資料1-2をご覧ください。初めに、1番、改正理由です。2つの法令等の改正に伴う理由がございます。

(1)番は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う改正でして、先ほど第123号議案でご説明させていただきました内容と同様でございます。

(2)番についてです。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和7年9月16日に公布・施行されたため、条例の一部を改正するものでございます。詳細について、2番、改正内容でご説明させていただきます。

(1)番は、先ほどの第123号議案と同内容となっておりまして、条文番号の改正となっております。

(2)番についてですが、保育所等の健康診断について、国基準の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき実施されているところでございますが、本基準の改正に伴い、母子保健法に規定する健康診査、1歳6ヶ月児健康診査や3歳児健康診査等ですが、こちらが行われ、内閣府令に記載の内容を満たす場合に、利用開始時などの健康診断を省略することができるようになりました。そのため、国基準と同様の基準を定めるものでございます。

3番、改正案につきましては、次ページ新旧対照表のとおりとなっておりますので、ご覧ください。改正内容でご説明した内容を反映した条文となってございまして、国基準と同様の内容となってございます。虐待等の禁止に関しては条文番号の修正、健康診断については省略できる場合を規定しております。

す。

1ページお戻りください。施行日でございますが、公布の日となっております。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関して、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

1つ目は、先ほどと同じということで、ここもこれまでと変化がないのか確認させていただきたいと思います。あと、母子保健法の健康診査と保育所を利用する際の健康診断の内容は違うのか伺います。

今回の変更は、家庭的保育事業だけなのか、そこも伺いたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長

(1)番の虐待防止に関しては、変化というのが、先ほどお話しさせていただきましたような報告の違いと認識してございます。

続きまして、保健所などで行われている健康診査と健康診断の違いについてでございますが、両方とも児童の健康状態を把握するために必要なもので実施してございますので、園で行われている健康診断に相当する内容が実施されていると考えてございます。

加えて、保健所では、母子との関係の観察でありますと、育児相談、発達に関する観点というが追加されて実施していると認識してございます。

今回の法改正に当たりまして、事前に医師会や、実際に公立保育園で園医を行っていた正在医師の方に内容等を説明し、ヒアリングを実施してございます。両者共に、どちらかに優劣があるようなものではなくて、省略することになったとしても、大きな問題はないだろうとご回答いただいているところでございます。

続いて、今回の改正が家庭的保育事業のみかというご質問でございますが、今回の法改正は、保育所等も含まれた改正となってございます。ですが、保育所等の条文の改正等が今回ない状況になるのすれども、これは保育所等の条例につきましては、その施設の設備および運営に関する基準を、国の基準の定めるところにするという条文に規定がございますので、国の規定が変わりますと、同様に変更に対応することができるような構成となっているため、今回、改正が不要となっているものでございます。

○のだて委員

省略しても問題ないということで、医師の方からもお話があったのは分かりました。

今回、保育所などもその対象で、保育施設全般的に変更になるのですか。この対象の施設、もう少し詳しくお示しいただけたらと思います。

○佐藤保育事業担当課長

今回の改正による対象施設でございますけれども、今お話しいただきましたような保育所がまず1つございます。続いて、地域型保育施設、家庭的保育施設、小規模保育施設などが改正の対象となっております。

○のだて委員

そうすると、幼稚園とか、あと、オアシスルームとか、そういったところは対象にはなっていないのか、確認をさせていただきたいと思います。

○佐藤保育事業担当課長

今回、児童福祉法の関連でございますので、幼稚園につきましては対象とはなってございません。

オアシスルームは一時預かりの施設でございますので、健康診断は求められている施設ではないと認識しております。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

第18条の2ですけれども、改正後が、児童相談所等における乳児または幼児に対する利用開始前の健康診断とあるのですけれども、具体的なイメージを、すみません、理解がうまくできていなくて。例えば、保健所における1歳6か月、3歳健康診査をしたときに、その情報をどこで利用する前の健康診断を省略できるのか。相互なのか、どういった具体的なケースが考えられるか、説明をお願いできますでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長

具体的な例としましては、健康診査、1歳半健診や3歳健診を受けたお子さんが保育園に入園するときに、母子手帳等に、その実施の記録の記載がございますので、そちらの写しを頂戴することができれば、代えることができるものとなっております。

○横山委員

例えばなのですけれども、そういう児童相談所に入所、一時保護とかを受けた場合も健康診断とかが行われると思うのですけれども、そういうケースでもそのような形になるのでしょうか。

○佐藤保育事業担当課長

委員お話しいただいたとおりでございまして、児童相談所の一時入所などを行った際に健康診断が行われていた場合、その後に保育園への入園が必要であると判断があった際は、そちらで行った健康診断を基に入園することができるものでございます。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成します。

○つる委員長

それでは、これより第124号議案、品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(3) 第133号議案 指定管理者の指定について

○つる委員長

次に、(3)第133号議案、指定管理者の指定についてを議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉野子ども家庭支援センター長

私からは、第133号議案の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

S i d e B o o k s 資料1-3をご覧ください。1ページ目の項番1、管理を行わせる施設です。名称は、品川区立家庭あんしんセンターでございます。所在地は、品川区平塚二丁目12番2号になります。

次に、項番2、指定管理者候補者です。候補者は、社会福祉法人福栄会。代表者、所在地は記載のとおりになります。

次に、項番3、指定管理期間です。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間になります。

次に、項番4、指定管理者候補者の選定です。選定は、公募型プロポーザル方式により行い、品川区立家庭あんしんセンター指定管理者候補者選定委員会において審議し、当該候補者を指定管理者候補者として選定しております。

項番5、指定管理者候補者の選定までの経緯についてです。S i d e B o o k s 資料では、1枚おめくりいただきまして、別紙、品川区立家庭あんしんセンター指定管理者候補者選定結果等報告書をご覧ください。

さらにS i d e B o o k s 資料を2枚おめくりください。1ページ目に、選定した指定管理者候補について記載しております。選定した指定管理者候補者、社会福祉法人福栄会。対象施設と指定期間等を記載しております。

一番下の項番6に選定理由を記載しております。選定理由としましては、利用者ごとに応じた各事業のサービス提供や充実した職員体制により、安定した運営を見込むことができる。職員の人材確保や定着支援にも特色が認められ、母子生活支援施設や子育て短期事業の実施において、利用者との信頼関係を構築した上で適切な指導・援助を行うなど、指定管理者として利用者の状況に応じた丁寧な対応が可能である点が評価できると、選定理由として挙げられております。

今回応募がありました1事業者につきましては、指定管理者候補者選定の予備委員会の審議を経た後、選定委員会にて事業者によるプレゼンテーションおよびヒアリングを実施の上、総合的に審議および評価を実施し、指定管理者候補者として選定いたしました。

今お話ししました予備委員会と選定委員会の概要につきましては、2ページ目から5ページ目までにかけて、各委員会の概要と会議の要旨を記載しておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、最初の1ページ目にお戻りください。最後に、項番6です。今後のスケジュールについてです。指定管理者の指定議決後、候補者に対しまして指定管理者の指定通知書を送付し、管理運営等に関する協議を行った上で、協定を締結いたします。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回、家庭あんしんセンターの指定管理で、申請した事業者が1事業者のみだったということで、まず、区の受け止めを伺いたいと思います。

それと、この選定委員会の議事録を公開することになっていると思うのですが、今回、議事要旨は出ておりますが、これで中身を理解するのはなかなか難しいですけれども、さらなる公開をしていただきたいと思います。いかがでしょうかというのと、今回、予備委員会では、500満点中355点で、選考委員会では、400満点中304点で、印象として点数が低いように感じるのですけれども、どうなのか、どの項目が低いのかを伺います。

○吉野子ども家庭支援センター長

まず、1事業者というところですけれども、こちらに関しましては、ホームページ等で呼びかけをしたのですけれども、結果的に1事業者でした。当該施設ですけれども、子どもの施設に特化したというところがありまして、多くの事業をやっていただくのと、かつ、母子生活支援施設というものがあります。こちらに関しましては、安定的な運営とか、そういった、あと、利用者の方、その両方の関係が求められますので、やはり運営をしていくにはなかなか難しいという観点から、応募の部分を回避された事業者が多かったのだろうと考えております。

それから、議事録ですけれども、こちらは要旨で代えさせていただけたらと思っております。

それから、予備委員会と選定委員会の点数ですけれども、こちらは、各項目5点満点になっております。重要なところに関しましては掛ける2倍で、10点という形にさせていただいております。特に問題になっているところ、例えば、2点以下ですと問題があるとか、そういった形になりますので、そういった点数をついている委員の方はいらっしゃいませんでしたので、点数的には問題なかったと考えております。

それから、どの項目がというところですけれども、ほとんど2点とか1点という点数はありません。全て3点以上になっておりまして、点数が低かったものに関しましては、事業計画に対する収支予算、こちらの過大・過小評価、問題ないかという、ここが普通とつけられておるところになります。

○のだて委員

結果的に事業者は1事業者だけだったと。中身も難しい問題があるということでした。利用者との関係もあるということで、そういうことを、1事業者のみなので、しっかり見ていかなければいけないと思います。複数あって、競争ということにならないので、そのためにも、ぜひ様々、資料とかは出していただきたいと思うのです。議事録も、要旨でというお話でしたけれども、実際、どういったことが議論されて、何が評価になったのか、一文だけではなかなかつかみ取れない部分がありますので、実際、この点数についても、今、若干ご説明いただいたわけですので、こうして出せるところはぜひ出してい

ただきたいと思います。点数についても、ぜひ評価項目別ぐらいには出せると思いますので、今、収支予算が普通だったとお話がありましたけれども、そうした評価項目別でぜひ出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。また、低いといいますか、普通のところは経営状態、運営計画の収支というお話でしたけれども、そうするとよかったですところはどういったところがあったのか、伺いたいと思います。

○吉野子ども家庭支援センター長

評価の項目についてですけれども、検討させていただきたいと思います。

評価がよかったです、評価点数ですけれども、Side Books資料の6ページ目に点数があります。こちらの1番の家庭あんしんセンター利用者の平等な利用およびサービスの向上を図るものであること、この(3)番、こちらのショートステイ・トワイライトステイの利用児童に配慮したサービス提供の方策を持っているか。これに関しましては点数が高かったです。それから、評価項目2番目の部分につきましては、(1)の公の施設の管理者として適切な施設維持の考えを持っているかなど、そういったところが評価としては高く出ております。

○のだて委員

ショートステイとかトワイライト、あと、維持管理の評価がよかったです、そうしたところが、どこがよくて、どこが悪いということも含めて分かるように、点数も先ほど検討するということでしたので、ぜひ出していただきたいと思います。世田谷区とかでは、評価項目別で出ていたりしますので、ぜひ点数を公表するようにしていっていただきたいと思います。

やはり議会として指定管理者を決定していくことになりますので、それなりの情報は出していただかないとい、私たちも自信を持って決定することができませんので、ぜひよろしくお願いします。

あと、今回、選定委員会では、お二人の外部の方が入っていると思うのですけれども、このお二人を選んだ理由を伺いたいと思います。その中でどういった意見があったのかも含めて、伺います。

○吉野子ども家庭支援センター長

こちらの外部の方ですけれども、やはり子どもに関係しております、そういったところの事業をやられていた方になります。その中で、ご意見としましては、この会議の要旨を見ていただきますと、1つ目、提案資料およびプレゼンテーション、質疑応答の回答、事業者の施設運営に関する提案や実績を総合的に検討した結果、当該事業者は手堅く安定的なものが図れているというものと、2つ目の母子生活支援施設、こちらに関する具体的な質疑に対しては、的確な回答がありましたというようなご意見をいただいております。

○のだて委員

2名の方は、子どもに関する仕事をやっているということで、1名の方は株式会社保育システム研究所をやっているので、関わっているのは分かるのですけれども、あともう1名の方は、株式会社ハピランドということで、これ、中身がよく分からないので、どうすることをやっているのかも含めて、あと、この間、区の事業とかに関わっていらっしゃるのかということも含めて伺いたいと思います。

あと、意見の中で、要旨のところをご説明いただいたのですけれども、やはりこれだけだと、漠としているというか、よく分からぬところがあるのですが、母子生活支援施設の具体的な質疑について的確に答えられた、この質疑は何を質問されて、どういう答えだったのか伺います。

○吉野子ども家庭支援センター長

もう1人の委員の方なのですけれども、この方は、児童相談所開設のときに委員として携わっていた

だいたい方になります。

それから、母子生活の部分ですけれども、例えば、こういった問題、そういう課題のあるご家庭が多い形になりますので、そういう方たちに対してどういった対応をしていくのかというような質問がありました。そういう中で、生活上の課題の整理や解決に向けての面談を行い、自立支援計画とかに沿って対応してまいりますということです。

あと、大体2年から3年ぐらいでこちらを出でていかれるのですけれども、そういうアフターケアの部分、退所時のアフターケアについて、1年間のアフターケアを行うこと、あと、毎月、利用者に対して電話を入れますというような、そういう丁寧な対応をしていきますというようなご説明をしていただいた次第です。

○のだて委員

そうした対応が具体的に答えられてよかったですということなのですか。それはもともと提案内容に書かれていることという感じがするのですけれども、特によかった、ぜひここを選定したいというところはどうなのか、区の認識を伺いたいと思います。

あと、ほかにも要旨から伺いたいのですけれども、満足度を向上させる複数の事業実施が評価できると書いてあるのですが、これはどういったものなのか、伺います。

あと、こちらは予備委員会でも出ていると思うのですが、充実した職員体制や人材確保、定着支援に特色があるとか、利用者の状況に応じた丁寧な対応が可能ということが書かれておりますが、これがどういったことなのか伺いたいのと、提案内容で、これまでの運営と比べて新たな提案はあったのか伺います。

○吉野子ども家庭支援センター長

まず、こちらの提案内容ですけれども、ぜひ認定したいというところでいきますと、区としましては、やはり区民に寄り添った対応が可能であるかというところになります。やはり各身近な相談員として、親子に寄り添うような重点を置いているといった提案になっておりました。

この相談を通して、子どもと親の状況が観察できますし、それによって、ささいな変化でも見抜けるというところでありますので、そういう親と子の関わり方、こういった部分でいきますと、区としましては、ぜひここを選定したいと考えております。

それから、満足度向上の観点ですけれども、こちらは、例えば、先ほど母子生活支援施設などをお伝えしましたが、アフターケアですとか、あと、子育て短期支援事業なのですけれども、こちらは食物アレルギー対応、それから、服薬対応など、あと、発達とかそういうところがあるお子さんに対しましては、注意すべき点、安全面を配慮いたしますといった部分でご提案があった次第です。

それから、あと、充実した職員ですけれども、こちらに関しましては、ひまわり荘、母子生活支援施設だけでも11名、それから、子育て支援事業でも5名、子育て短期支援事業だけでも20名、計38名の提案がありましたので、かなり手厚く職員配置がされていると考えております。

新たな提案の部分なのですけれども、こちらは、あくまでも今回の事業者は初めての提案、そこでの選定になりますので、今まで継続してやってきた事業者というところでいきますと、新たな提案はありませんでした。

○のだて委員

やはりそうした今ご説明いただいたこともぜひ資料として出していただいて、具体的なところで、だから選定したのだと分かるものにしていただきたい。この資料自体です。質問すれば出てくるわけです

から、ぜひ資料の充実を求めていきたいと思います。

最後に1点だけ、この事業者の労務関係がどうなっているのか。職員配置はよかったですけれども、職員の平均勤続年数とか、離職率とか、あと、賃金の問題です。最低賃金以下になっていることはないと思うのですが、そういったところをどう見られているのか伺いたいと思います。

○吉野子ども家庭支援センター長

まず、労務関係ですけれども、今現時点でのこれは前の、事業者になってきてしまいますが、労働環境につきましては、3年に1度、社会保険労務士による労働環境チェックを行っておりますし、適切な運営を図られているというところ、こういった定期的なものをやっておりますので、新しい選定事業者に対しましても、これは求めていきたいと考えております。

それから、離職率なのですけれども、令和6年度、13.76%になっております。これは、日本の離職率が、2023年度、少し古いのですけれども、15.4%になっておりますので、離職率に関しては低いと考えております。

それから、賃金に関しては、やはり定着支援の、職員の離職を防ぐというところになりますので、この部分については、手当とか、そういった部分で充足していると考えております。

○のぞて委員

離職率が13.7%ということで、全体としては高くないという話だったのですけれども、13.7%は結構高いと私の印象では思うところなのですが、賃金のところで定着支援等をやっているということでしたけれども、もう少し具体的に、この定着支援、どういったことを提案されているのか伺いたいと思います。

労務は3年、新規事業者でもやっていくということですけれども、決まつたら来年やるということなのかどうか伺います。

○吉野子ども家庭支援センター長

定着支援ですけれども、実際に業務過多、負荷がかからないように調整し、残業や長時間労働などの解消を図る。それから、有給休暇、こういった推進をして、働きやすいような環境を整えるというようなご提案でした。

そのほかに、例えば社会福祉士であつたりとか、精神保健福祉士であつたりとか、こういった資格の手当がつくようになっておりますので、手当の充実が図られているということになっております。

それから、労務調査ですけれども、こちらも早めにやっていただきたいと考えておりますので、そこは検討させてください。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

先ほども少し説明があったのですけれども、3ページのアフターフォローの提案についてですけれども、重なる部分があるかもしれません、アフターケアを1年間行うということで、一、二年で大体平均して自立をされる。この後1年間、利用者に対して、こちらから電話を月1回入れていくというような、こういった提案の内容ということでよろしいでしょうか。何かほかにアフターフォローについて詳細が分かりましたら、教えてください。

また、5ページの他業種への資格取得を推奨しているというような表記がありまして、先ほどの議論にもありましたけれども、こちらはどういった形で推奨しているのでしょうか。資格手当が、例えば、

この職種からこの職種でつきますとご案内をされているのでしょうか。現在、どういった資格取得の状況といいますか、推奨したことによって、実際にそういったことにトライされているという実績がもし分かりましたら、教えてください。

○吉野子ども家庭支援センター長

アフターフォローの部分ですけれども、こちら、原則1年間、アフターフォローを行うというところで、利用者宅に電話する、あと、生活の状況を確認させていただいている。困ったことがあれば、来所していただいて、相談にも応じております。

また、ひまわり荘、かなり事業とか、イベントとかをやっておりますので、そういったところへの参加を促すとかをやっているところになります。

それから、他業種ですけれども、実際、ここの法人自体が、子どもだけではなくて、高齢者、それから障害者施設といったところも全てやっております。ですので、例えば、児童であっても、介護福祉士の免許を取りたいとなれば、それに対する事業であるとか、そういったところの部分の経費とか、取った後にそういった手当もつくというような形になっております。

○横山委員

イベントの参加を促していただくのも、すごく大事な視点だと思っています。例えば、アルムナイではないですけれども、巣立った方が1年間だけではなくて、その後もつながって、遊びに行くですとかの状況など、定期的に確認できるような形で、お母様が相談したいですとか、そういったことがもしあれば、気軽に何か困ったときに相談ができるような、緩くつながっていけるような、そういったこともぜひ働きかけていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○つる委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

1つだけお尋ねするのですが、3ページの委員の意見の中で、人材の確保と離職を防ぐための職場定着支援に対する方策の提案内容が評価できるというのと、5ページも、人材の定着について云々というのが評価できると書いてあるのですけれども、福栄会自体の運営全体が、子どもでいえばぶりすぐ一も見ているし、福祉部で大変多くの指定管理をやっているわけです。

ここでの指定管理者としての業務はもちろんのですけれども、社会福祉法人全体として、大変な業務量、そういうのがあって、それが、こちらだけではないと思うのですけれども、所管が違うから社会福祉法人全体の話になってしまったらよくないのですけれども、そういった面からの懸念、先ほどの離職率とかそういうことも含めて、社会福祉法人全体として運営が大丈夫なのですかというのは、この委員たちの意見の中では、予備委員会も含めて出てこなかったのでしょうか。

○吉野子ども家庭支援センター長

こちらの選定委員会、予備委員会でも、こういった部分、人材確保のところでいきますと、法人全体で、今後、外国人籍の方も受け入れていくとか、そういった遠隔地の方の採用とか、そういったところでどんどん努力していくというようなことの提案もありましたので、委員会ではそういった努力がされていると評価された次第です。

○高橋（し）委員

品川区の福祉や子ども施策で大変重要な位置づけで、協力というか、指定管理者として活躍、非常に多くを担っていただいているので、区としても、法人としての運営をチェックしながら、または支援し

ながら進めていっていただきたいと思います。全体の業務量と運営の体制で懸念、心配があるので、お話をさせていただきました。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

○筒井副委員長

今回、1事業者しか候補者がいらっしゃらなかつたということなので、現在も福栄会がやられていて、また今回、候補者は福栄会です。ほとんど繰り返しの部分もあると思うのですけれども、家庭あんしんセンター自体、かなり多岐にわたる業務があり、なかなかそういう家庭あんしんセンターを運営したい事業者は現れにくいものなのですか。その辺りの原因はどう捉えているのか、教えてください。

○吉野子ども家庭支援センター長

先ほどと答弁が一緒になってしまいますけれども、やはり特に母子生活支援施設、いわゆるひまわり荘といったところ、こういった運営がとても難しいという観点があると思いますので、そういったところでやはり二の足を踏んでしまうのはあると思います。

かつ、そこに付随しまして、短期支援事業であるとか、そういったところの幾つか事業もやらなければならぬことになりますので、手を挙げてくるところがやはり限られてくると思っております。

○筒井副委員長

昨年度、モニタリングをやられたと思うのですけれども、そのときも人件費高騰だとか、いろいろな課題が出てきたと思うのですが、その辺りの課題はある程度クリアした、クリアに向けていろいろご努力されている認識なのでしょうか。その辺りを教えてください。

○吉野子ども家庭支援センター長

先日のモニタリングでもお話をさせていただいたのですけれども、令和7年度から、こういった人件費の部分については、委託料としまして出すような形になっていますので、その辺の課題は解消されるようになります。

○筒井副委員長

課題は解決されたということで、それはいいことなのですけれども、やはりせっかく指定管理者制度を活用しているわけですから、競争原理を働かせて、競争させ、よりよい事業者を選ぶというのが趣旨だと思うのです。そうしたことがない以上、事実1事業者しかないので、選びようがない状況なのですけれども、だからこそ区としては、本日委員会でも出た様々な懸案事項とかを含めて、しっかりとチェックしてやっていただきたいと思いますので、今後ともぜひその辺り、管理監督をよろしくお願ひ申し上げます。これは要望で終わります。

○つる委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

特に反対する理由もないで、賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第133号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時21分休憩

○午後1時25分再開

○つる委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(4) 第121号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出等 文教委員会所管分）

○つる委員長

次に、(4)第121号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出等 文教委員会所管分）を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○上野子ども育成課長

私からは、第121号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算について説明させていただきます。補正予算資料の16ページをご覧ください。

3款民生費2項児童福祉費1目子ども育成費に1,085万5,000円を追加し、63億9,104万円とするものです。こちらにつきましては、児童センターへの熱中症対策支援事業および児童養護施設グループホーム開設支援費として計上するものでございます。

次ページをご覧ください。4目保育入園調整費に39万8,000円を追加し、48億6,060万8,000円とするものです。こちらは、ぶりすくーる西五反田への物価高騰対策支援金および熱中症対策支援事業として計上するものです。

次に、5目保育施設運営費に4,675万6,000円を追加し、387億8,590万8,000円と

するものです。こちらにつきましては、区内保育園および幼稚園等への物価高騰対策支援金および熱中症対策支援事業として計上するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○佐藤保育事業担当課長

それでは、私より、第121号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算、熱中症対策に係る消耗品購入等補助事業の実施についてご説明申し上げます。Side Books資料1-4をご覧ください。

初めに項番1、事業概要でございます。東京都は、区市町村が行う子どもや子育て家庭を対象とした熱中症対策を支援しておりますが、気温の変化の影響を受けやすい子どもたちに対する取組を後押しするため、支援が拡充されることとなりました。これを受け、区においても本事業を実施し、子どもや子育て家庭を対象とした熱中症予防の取組を一層推進するものでございます。

続きまして項番2、事業内容でございます。私立保育園等、認可外保育施設、公設民営保育所については、事業者が本年度購入した熱中症対策に係る経費について支援してまいります。そのほか公立施設に関しては、補正予算を活用し物品購入を予定しております。想定される購入物品は、熱さ指数計や日よけのテント、シェード、ミストシャワーやスポットクーラーなどが挙げられます。

次に、単価についてでございますが、(1)私立保育園等から(5)児童センターまでは、1園当たり上限8万9,000円としております。これは東京都の子ども家庭支援包括補助金を活用して実施しますが、本補助には1自治体ごとの補助上限が定められておりまして、品川区においては2,250万円となっております。該当施設数全体253で割り、8万9,000円と設定しております。

(6)の区立幼稚園については、東京都の公立幼稚園等熱中症対策費補助金を活用した事業実施となりまして、本補助の中で定められている補助上限の20万円を単価として設定しております。なお、私立幼稚園については、東京都が直接1園当たり20万円を上限に補助を実施いたしますので、補正予算の計上はございません。

続いて、次ページをご覧ください。歳出予算ですが、補正額全体として2,410万円となります。

項番4、歳入予算ですが、東京都の補助、子ども家庭支援包括補助金、公立幼稚園等熱中症対策費補助金を活用し、2,410万円、補助率は東京都10分の10となっております。

最後に項番5、スケジュール予定でございます。令和7年12月に各事業所に対して事業案内を実施、令和8年3月に交付申請受付および受付決定を行い、4月に補助金交付を予定しております。区立施設に関しては、適宜物品購入を実施いたします。

続けて、私より、第121号議案、令和7年品川区一般会計補正予算保育所等物価高騰対策事業の延長についてご説明申し上げます。Side Booksの資料1-4、保育所等物価高騰対策事業の延長についてをご覧ください。

初めに項番1、事業概要でございます。各校の原材料価格高騰を受けまして、私立保育所等の運営に不可欠な食材費・光熱水費の経費が高騰しております。こうした状況を受け、区は東京都の保育所等物価高騰緊急対策事業を活用して保育所等を支援してきたところでございますが、今般、東京都において令和7年9月までとしていた本事業の実施期間を、12月まで延長することが決定されました。区としても実施期間を延長して、各施設に価格高騰相当分を給付することにより、私立保育所等の安定的な運営および保育の質の維持を支援していきたいということでございます。

続きまして項番2、事業内容でございます。私立保育園、地域型保育事業、認証保育所を含んだ143園に対しまして、単価864円に在籍児童数と対象期間の3か月を掛けた金額を補助いたしま

す。認可外保育施設40園に対しては、1施設当たり1万3,000円に対象期間の3か月を掛けた金額を補助いたします。私立幼稚園17園に対しては、単価450円に在籍児童数と対象期間の3か月を掛けた金額を補助いたします。公設民営保育所につきましては、ふりすぐ一の西五反田を含んだ7園に対し、単価864円に在籍児童数と対象期間の3か月を掛けた金額を補助いたします。単価については、本年5月に第67号議案でご審議いただきました時と同様となっております。

項番3、歳出予算ですが、補正額全体として2,527万9,000円となります。

次ページをご覧ください。歳入予算でございますが、東京都の補助、保育所等物価高騰緊急対策事業および子ども家庭支援包括補助金を活用し、2,155万9,000円でございます。

最後に項番5、スケジュール予定でございます。令和7年12月に事業案内を実施、令和8年1月に交付申請受付および交付決定を行い、2月に補助金交付を予定しております。

○柴田子ども施策連携担当課長

私からは、民間児童養護施設におけるグループホーム開設に伴う補助の実施につきましてご説明させていただきます。Side Booksの資料をご覧ください。

初めに項番1、背景でございます。区は令和6年10月に児童相談所を開設し、区内に所在する児童養護施設、品川景徳学園を所管することとなりました。この品川景徳学園では、令和8年12月から令和11年6月まで実施する本体施設の建て替え工事期間中、当初は本体施設の入所枠を減じて運営することを予定しておりましたが、このたびグループホームに適した家屋が近隣で見つかったため、新たなグループホームを設置して入所枠を確保するとともに、より家庭的な環境の中で児童を養護するための取組を進めております。これを受けまして、区は項番2にお示しさせていただきました3つの実施根拠に基づきまして、このグループホーム開設に係る費用への補助を予定しております。

続いて項番3、対象施設でございますが、こちらには今回補助の対象となる品川景徳学園の概要をお示しております。なお、(4)の定員につきましては現在48名となっており、内訳といたしましては、本体施設36人、グループホーム3か所掛ける4人の計12人となっております。

次に項番4、補正予算額でございますが、こちらは歳出として863万円、歳入はその2分の1に当たる431万5,000円を見込んでおります。

次のページに移らせていただきまして、項番5、設置予定グループホームの概要といたしましては、施設の性質上、詳細のご案内は控えさせていただきますが、品川区内に4名から6名が入所できる家屋において実施を予定しております。

最後に項番6、スケジュール予定でございますが、補正予算をお認めいただいた後、法人に対して補助事業を案内、そして年明けの1月、グループホームの開設後に交付申請を受け付け、審査し、その後、補助金の交付を行う予定でございます。

○船木庶務課長

私からは、第121号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出等 文教委員会所管分）のうち、教育委員会事務局所管分について概要をご説明いたします。令和7年度の品川区一般会計補正予算資料の20ページ、21ページをお願いいたします。

内容でございますが、7款教育費2項学校教育費1目学校管理費に3,823万円を増額いたしまして、219億2,835万円とするものでございます。

内容でございますが、鈴ヶ森小学校校舎等改築工事の入札不調に伴いまして、このたび市場動向の再調査や工事費縮減につながる仕様変更等を行った上で、改めて工事費を精査の上算定し、増額補正を行

うものでございます。

補正予算資料にお戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為の追加を行う補正といたしまして、下段の変更部分でございますが、鈴ヶ森小学校校舎等改築工事（建築工事）、期間令和8年度から令和13年度までの65億2,050万円から、69億3,000万円に差引き4億950万円の増額。鈴ヶ森小学校校舎等改築工事監理委託（建築工事）につきましては、2億5,393万円から2億6,120万円に差引き727万円を追加するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○荒木学校施設担当課長

では、私より、学校改築事業における増額補正予算について説明いたします。恐れ入りますが、Side Books 1-4の4つ目の資料をご覧ください。

初めに項番1、経緯についてです。鈴ヶ森小学校校舎改築工事につきましては、令和7年10月2日を開札が実施されましたが、建設資材や労務単価の上昇の影響により、入札不調に至りました。このため、工事費および契約時期を見直し、再入札に向けて対応を進めることといたしました。

次に項番2、再入札に向けての対応についてです。1つ目は工事費の精査です。入札参加事業者へのヒアリングを実施したところ、公共単価によらない建設資材の高騰が主な要因であることが判明いたしました。そのため、市場動向を再調査した上で、仕上材について、必要な性能を維持しながら工事費縮減につながる仕様変更を実施いたしました。

2つ目は、事業スケジュールの合理化でございます。工事着手は当初予定から約1か月遅延いたしますが、施工方法や引越し方法を工夫することで、工事の完了時期は当初計画どおり令和13年12月を変更しないことといたします。

項番3、補正予算の内容でございます。令和7年度の補正予算額は3,823万円でございます。令和8年度以降の債務負担行為変更額は4億1,677万円でございます。これによりまして、令和7年度予算は当初の7億3,557万円から7億7,380万円に、全体事業費は当初の75億1,000万円から79億6,500万円にそれぞれ増額となります。

次のページに進みまして、項番4、今後のスケジュールでございます。まず本日、本件補正予算についてご審議いただき、12月の本会議において決議いただきたいと存じます。その後、本工事の再入札手続を進め、令和8年3月の第1回区議会定例会で本契約の議案決議をお願いする予定でございます。その上で、令和8年5月に工事着手し、令和13年12月の竣工を予定しております。

最後に項番5、その他として、次のページに建て替え計画および変更後の建て替え拠点に関する資料を添付しております。現在はSTEP1、仮設校舎建設を進めているところです。今回契約を目指している鈴ヶ森小学校校舎改築工事はこのSTEP2既存校舎南側解体から、STEP6グラウンド舗装工事までの一連の工事を指しております。資料下段の建て替え工程に示すとおり、STEP2は着手が約1か月遅延いたしますが、STEP3の新校舎新築工事の完了から備品搬入、引っ越し作業に円滑に引き渡すことで、遅延を回復できるものです。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

まず、物価高対策は引き続き延長され、12月まで区としても延長するということですけれども、ど

ういったものにやっていくことができるかを聞きたいのと、あと、熱中症対策は、これから寒くなつていくので来年度に向けた購入の補助か確認させていただきたいと思います。

あとは、児童養護施設のグループホームですけれども、今入所をしている人数が分かれば伺いたいのと、今回は4名から6名分のグループホームを作っていくことですけれども、建て替えをしていくとなると、一遍にやらないとしても、入所をしている方が別のところに住まないとできないと思うので、今後必要な受け皿はどのくらいを見込んでいるのか伺います。

○佐藤保育事業担当課長

私からは、まず物価高騰に対する補助についてでございますけれども、こちらの使用目的につきましては特段制限がございません。児童1人当たりに関して単価が設けられているものでございまして、こちらの考え方は令和4年度から実施してございますが、一貫してそのような補助となっております。

続いて、熱中症対策についてでございますけれども、来年度に向けた補助かということでございますが、委員のお話のとおりでございます。

○柴田子ども施策連携担当課長

お尋ねいただきました2点について、お答えさせていただきます。

まず、本日時点の入所者数なのですが、定員が36名なのですから、全て埋まっているような状況になります。

それから、建て替え期間中の進め方全般ですけれど、敷地内で仮設の園舎を建てて、現在36名の定員が一時的に24名なる、マイナス12名という状況が考えられます。そして今回4名から6名、外でグループホームで生活となりますので、残りもまだ本来定員には足りていないという状況が考えられます。今後につきましては、またグループホームを増やす方向でしたり、また定員自体をほかの施設と協力して絞ったり、そういうところを施設と協議しながら進めていくことになろうかと考えてございます。

○のだて委員

物価高騰では、今までの実績でどういうものがあるのかをご説明いただければと思います。

あとは、児童養護施設のグループホームについては今後の検討ということでしたので、この入所している子どもたちに大きな影響がないようにやっていっていただけたらと思います。

鈴ヶ森小学校は、今回は3,823万円の増額ということで、全体としては4億5,500万円の増額で結構大きな増額だと感じるのでけれども、不調になった原因というのが、公共単価によらない建設資材が特に高騰しているということで、その公共単価によらない建設資材とはどういうものなのか伺いたいと思います。その中でいろいろ工夫されて、仕上材の仕様変更をして工費縮減したということですけれども、その仕上材はどこのところなのか、あと、どういったものに変えたのか伺います。

○佐藤保育事業担当課長

まず、物価高騰に関する実績についてでございますが、令和6年度は全体で5,300万円ほどの支払いをさせていただいているところでございます。実績は、すみません、詳細が手元にないのですけれども、令和5年度の予算で言いますと、補正額は9,100万円で実施しているものでございます。

支払いとしては園に対しての支払いですけれども、使用目的等々は特段の制限がないものでございます。私立保育園、認可保育園や地域型等にお支払いをさせていただいております。

○荒木学校施設担当課長

では、鈴ヶ森小学校に関しましては、2点ご質問いただきました。

まず、1点目の公共単価によらない資材でございますが、こちらについては主に工場生産のコンクリート部材、それから校舎屋上に設置するプールの開閉式屋根の上昇幅が大きかったということが判明してございます。

特にこの工場生産のコンクリート部材は、今回鈴ヶ森小学校は非常に規模が大きい学校ですので、なるべく現場で作業する手間を減らそうということで、工場で外壁材だとかを一部作って、それを運び込んで学校の建設物に使用するという計画でございます。ここに関しては、施工の手間を縮減できる効果が、現在民間施設の需要も非常に高まってございまして、そういったところから、今回区で見込んでいた単価から大分乖離が生じていたものと分析してございます。

2点目の変更した仕上材の内容でございますが、こちらも何点かございまして、1点目が体育館に今回スポーツ床のシートを採用する予定でございます。こちらについてはほかの改築校でも実績があるので、より安価でさらには同程度の性能を有している資材を選定して再入札に挑もうと考えてございます。ほかにも外部のテラスの部分、屋外のテラスの部分にデッキ材を採用する予定でいたのですけれども、こちらを高耐久性のシート系の材料に変更を予定してございます。

3点目に外装材として使用予定であったルーバー材、一部目隠しする材料があるのですけれども、こちらの使用ですとか設置範囲を縮小して、工事費縮減につなげているところでございます。

○のだて委員

いろいろ工夫をされて工事費を縮減されたということで、今回この約3,800万円増額すると、全体では4億5,500万円ですけれども、この額でまた不調になら困ると、不調にならない額だというと、区の認識を伺いたいと思います。

○荒木学校施設担当課長

まず、この初回入札時の予定価格とは、それに対する応札も実は1者からあったのですけれども、その予定価格と応札額との乖離が約5億円ちょっとという数値でございました。そこで今回、補正予算で4億5,500万円増額するわけなのですけれども、そのまま5億円少々を増額するというよりは、先ほど申し上げたような工事費縮減につながる工夫をした上で今回再入札に進みますので、これで何とか再入札が進むであろうと、現在そのように考えてございます。

○まつざわ委員

今の話で、そうすると仕上材を変えたわけですね。それで、工期が縮まるから仕上材を変えた。今の話だと大丈夫です、安全も平気ですと、例えばそもそもの観点から、工期はなるべく縮小したほうがいいわけです。だから、何かそういう縮小する仕上材を、例えば安価なものにしても構成が変わらないという発言があったときに、初めから何でそういう仕上材を使って、何か変な言い方になってしまいますけれども、工期短縮の努力は何かなかったのか。今のお話を聞いていると、もっとこの仕上材で安くできるということが分かっていたら、逆に初めからそういう仕上材も含めてですけれども、工期短縮の工夫ができたと思うのですけれども。

○荒木学校施設担当課長

説明が不足していたようなのですけれども、今回仕上材は変更していますけれども、それによって工期が縮小できるというわけではございません。工事費は縮減できるのですけれども、工期自体はこちらの参考資料の工程表をご覧いただきたいのですけれども、このSTEP3の新校舎新築工事で今申し上げた仕上材を使用するのですが、これを使ったとしても、この38.5か月というのは特に変更はございません。ただ、令和11年12月から1月にかけて校舎完成を目指しているのですが、その後の備品

搬入ですかこの引っ越し期間を工夫することによって、全体の工事期間を変えない工夫で進めていきたいと考えてございます。

○まつざわ委員

ということは、要は工期が変わらなくて、この仕上材でお金が安くなったということですね。

そうすると先ほど言ったのですけれども、仕上材が安くなるなら、もう金額はなるべくある程度安くなければいいと思うので、だったら初めから入札の段階でも、その設計する段階でもなるべく安くて、高いものと差がないような、だからそういうお金も含めてですけれども、なるべくコストを落とす製品をという考え方方が正しい、一般的だと。こういう不調が出てしまったからそのお金を調整するのではなくて、初めからそのように安くうまくやる、そしてまたしっかりしたものという考え方だと思うのです。

○荒木学校施設担当課長

委員のおっしゃるとおりで、当然区でも初回の発注時から一番これが安価で工事に適したものであろうと見込んで発注はしているのですけれども、この間、またほかの学校改築も進んできまして、その学校改築でも新たに様々な工事の部材を変更をしながら、現場の中で変えていた事案がございます。そういったところも踏まえて、あと、これを採用すればまたさらにこの鈴ヶ森小学校にも活かせるということで時系列的に進んでいた部分もございまして、今回再入札に向けて仕上材を変更したのは、そういう理由もございます。

○まつざわ委員

だから逆に言うと、そうすると例えばインフレスライド条項は、物価が上がる中で例えばそうやってよその工事の仕方を見れば、良いものが安くできるのも分かるということです。そうすると、例えばインフレスライド条項で上がるだけではなくて、これから先にいろいろ学校施設も計算するけれども、今建てている現状でこれが安いという方式を見つけたら、積極的に何かそういうところはそういうところでしっかり話し合って、もう少し単価を落とせるようにできるかは、ぜひやっていただきたいと思います。要望です。

○高橋（し）委員

鈴ヶ森小学校の改築ですけれども、現在仮設校舎を造っていて、その工事と今回の改築推進経費との関係がなくて、何か分離されたもので、こちらは本体の工事の話になるのですか。それともセットでなのかを少しお尋ねしたい。

○荒木学校施設担当課長

こちらの仮設校舎との区分でございます。この仮設校舎は、賃貸借契約でもう別途契約が完了しております、今回、再入札を目指すものに関しましては、それとは別の工事請負の契約を結ぶものでございます。

○高橋（し）委員

では、仮設校舎の予算の変更とかはないまま、このまま完成まで持っていけるのかが1つ。

それから、先ほど工期の話がありましたけれども、今回何とか工期に収まる予定でしようけれども、やはりほかの学校の例とかそういうので少しづれ込むことがあるので、これは先の話でなかなか答弁しにくいと思いますが、ぜひ現在の予定どおりの工期になるように様々ご努力いただきたいのですけれども、そのところはどうでしょうか。

○荒木学校施設担当課長

1点目の仮設校舎の変更につきましては、こちらは特段予定はございません。現在も順調に工事が進

んでおりまして、この令和8年度の4月から仮設校舎を使っていこうということで、順調に進めています。

2点目の今後の工期の変更があるかどうかでございますが、少なくとも再入札にあたって初回の入札いただいた事業者にヒアリングしたところ、この工事スケジュールであれば何とかぎりぎり最後まで行けるだろうというのを聞いております。

ただ、まだこれから、令和7年から令和13年と非常に長い工事期間がありますので、何が起こるか分からぬと言えばそれまでではあるのですけれども、契約約款の中にもそういう想定していないものがあれば、工事の工期の変更に関しまして、受注者と発注者側でしっかりと協議をして臨んでいこうと思っておりますので、その辺りは進めていきたいと思います。

○高橋（し）委員

今年の1年生が6年生になったときに何とか新しい校舎で生活できるように、今お話をあったようにしっかりと工事の進捗をお願いします。これは要望です。

○横山委員

児童養護施設ですけれど、グループホームとあるのですが、小規模グループケア地域型ホームのことでしょうか。地域小規模児童養護施設と、小規模グループケア地域型ホームと多分あると思うのですけれども、少し説明いただけたらと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

グループホームがどのタイプに該当するかでございますが、施設からは、今回新たに設置を予定しているホームにつきましては、小規模グループケア地域型ホームを予定していると聞いております。

○つる委員長

1点だけ、先ほどただで委員とまつざわ委員の質疑がありましたところで、ご答弁の中にもあったのですが、工場製作のコンクリート部材で、皮肉なものだなと思って。工期を縮減するために使ったのだけれども、それが入らなくてという、少し皮肉だと思って、それは致し方ないこと。

あと、先ほど仕上材の変更があると。これは工事費の縮減につながっている。それはそれで良いことだと思うのですけれども、経年で見たときに、結局今いろいろな技術とか製品があると思うのです。インシャルのときにいろいろな技術の進歩で、それがより低価格で良いものが設置できて、その後のメンテナンスとなってきたときに、そのメンテナンスの期間ですとか、メンテナンスにお金がかかってしまう。いろいろな考え方があると思うのですが、その辺りは、メンテナンスも含めてその後の改修等の工事費についても見越してそういう仕上材の選定にされているのか、もしくはこの期に及んで何かその次善の策、次善の部材での仕上材がこれなのか、ここについては、工期について先ほどご答弁がありましたから、費用の部分ではどういうスケール感で今回補正したのか教えてください。

○荒木学校施設担当課長

今、仕上材について、委員長よりご指摘がございましたとおり、これにつきましても、まずあまりチャレンジングなことはしないで、他校の実績だとかを踏まえまして、なるべく世に出回っている汎用品を使用することで選定を進めてございます。ですので、なるべく安価に取り入れることもできますし、その後の改修につきましても、汎用品ですのでそこまで大きな金額がかからず改修できると見込んでございます。

○つる委員長

それとあと、費用とか工期、少しでも早く子どもたちに新しい校舎でというのと、公共のものとして

の費用縮減は、これは大きな目標の一部であると思うのですが、その上で子どもたちの学習環境、ハード整備という部分においては、その部材で所期の目的、当然他校でも採用しているというはあるわけですけれども、今回この鈴ヶ森小学校で目指していたその目標・目的の達成に資する、まだ準ずるという形なのかもしれません、ここは十二分に確保できている認識でいいのか、教えてください。

○荒木学校施設担当課長

この仕上材の変更が子どもたちの学習環境にどのように影響するかでございます。少し細かい説明になるのですけれども、1点目の仕上材の変更として、体育館の床のシートの仕上げに関しては、最近の学校ですと第四日野小学校での実績がございます。こちらが床シートの厚みが大分厚いものを採用しているのですけれども、当然十分厚いのでクッション性も高いし、子どもたちが転んでもけがをしにくいということで採用してございます。ただ一方で、これほど厚みがなくても十分な体育の授業のボールの反発力、それから子どもたちの足・膝への負担も和らげられるような厚みの部材も最近出てまいりまして、それを今回採用して、再入札に臨もうと考えてございます。

あと、ほかの変更点として、外部テラスのデッキ材を当初採用してはいたのですけれども、こちらについては一部に木材だとかを使用してございまして、一定程度その見映え、そういったところも重視した提案がございました。ただ今回、このデッキ材については高耐久のシート系材料に変更するのですけれども、こちらについても当然安全面に関しては問題ございませんし、改修する際も安価で繰り返し改修ができる材料ですので、子どもたちの学習環境面に関しても問題ないという認識でございます。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○まつざわ委員

賛成です。

○筒井副委員長

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○のだて委員

いずれもそのようなものだと思いますので、賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○横山委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第121号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出等 文教委員会所管分）について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

3 報告事項

(1) 専決処分の報告について（報告第37号）

○つる委員長

次に、予定表3の報告事項を聴取いたします。

(1)専決処分の報告について（報告第37号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木子育て応援課長

それでは、報告第37号、専決処分の報告について説明をいたします。資料S i d e B o o k s 3-1をご覧ください。本件でございますが、下記に記載がございますとおり、訴えの提起について専決処分を行ったため、報告するものでございます。

1、事件の概要でございます。品川区奨学金の借受者および連帯保証人に対し返還を求めてまいりましたが、返還に応じないため、東京簡易裁判所に支払いを求めて訴えを提起したものでございます。

2、訴えの提起でございます。品川区奨学金返還請求が1件、総額は32万円でございます。

3、事件一覧でございます。専決処分は令和7年10月2日に行ってございます。表の右に記載の残元金が総額となってございます。これまで督促を行ってきたところでございますが、借受者、連帯保証人ともに連絡をいただけない状況になっていることから、訴えを起こしたものでございます。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

今回裁判を起こしたことですけれども、連絡が今取れない状況で、電話とか訪問とか、連絡を取る手立てはどれだけ行ってきたのか伺いたいのと、あと生活状況などは把握されているのか伺います。

○柏木子育て応援課長

1つ目の督促に関わることでございますが、督促といたしましては、電話、文書、あと自宅訪問、それと自宅訪問の際に不在票を置いて実施してございます。どれも複数回にわたって実施しているものでございます。

次に、生活の状況でございますけれども、こちらにつきましては、生活の困窮に陥っているということは聞いてはございません。ですので、生活保護を受けているとか、それに準じた状況という形での把握はしてございません。

○のだて委員

電話、訪問、文書も複数回手立てを取ってはいるけれども、なかなか連絡が取れないということで、大変な状況ではありますけれども、確かに借りたものは返さないといけないとは思うのですけれども、裁判を起こして取り立てるのは、自治体の姿勢としてはそぐわないと思いますので、引き続き連絡が取れるように手立てを取っていただけたらと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 三ツ木保育園の公私連携型保育所への移行について

○つる委員長

次に、(2)三ツ木保育園の公私連携型保育所への移行についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○芝野保育入園調整課長

それでは、私から、三ツ木保育園の公私連携型保育所への移行についてご説明いたします。

S i d e B o o k s の資料3－2をご覧ください。本件につきましては、令和8年4月に予定しております三ツ木保育園の公私連携型保育所への移行に向けた進捗状況をご説明するものでございます。

初めに項番1、経過でございます。区では、平成28年に公立園5園を民営化する基本方針を決定し、令和2年に策定された区立保育園民営化ガイドラインに基づき、令和3年度の三ツ木保育園から令和7年度の大井保育園まで、順次公設民営化を進めてまいりました。公設民営化5園については、保護者アンケートや第三者評価、保護者や運営事業者等が参加する運営委員会による効果検証を実施し、高い評価を得ております。

この効果検証を踏まえ、令和8年度より、三ツ木保育園について児童福祉法に定める公私連携型保育所制度を活用した民設民営園への移行を予定しております。本制度の導入により、区は民営化後も公有財産を保有し、区の保育理念の継承を図りつつ、質が高く安定的な運営を確保してまいります。

次に項番2、施設概要でございます。施設名称は品川区立三ツ木保育園、その他につきましては、記載のとおりでございます。

次に項番3、公私連携型保育所制度についてご説明申し上げます。本制度は、平成24年の児童福祉法改正により創設され、区市町村と事業者が保育の内容に関する基本的事項についての協定書を締結することで、民設民営園でありつつも、自治体の関与を明確とした新しい運営形態を法律上の制度として構築したものであります。

協定書の主な内容といたしましては、(1)の保育運営方針・職員配置については、移行後も区の保育理念を継承した安定した園運営が図れるよう、これまでの公設民営保育園と同水準の運営が担保される内容といたします。

(2)の公有施設の無償貸付につきましては、土地・建物については使用貸借契約に基づく無償での貸付とし、事業者の安定的な園運営を図るとともに、建物の修繕等の維持管理につきましては事業者が行う内容といたします。

次のページをご覧ください。(3)の定期的なモニタリングにつきましては、第三者評価の受診や運営委員会、保護者アンケート等を引き続き実施し、協定期間中の効果検証を適切に行うとともに、必要に応じ、運営状況・財務状況に関する資料の提供義務などを盛り込む内容といたします。

次に項番4、協定期間ですが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたします。

次に項番5、公私連携保育法人候補者の選定について、ご説明申し上げます。

(1)の選定方法は、継続的・安定的な保育園運営の実施を求める観点から、現行の運営事業者を公私連携保育法人第1候補者として審査することを予定しております。

また、（2）の選定委員会および（3）の選定基準につきましては、品川区指定管理者制度の活用に係る基本方針の規定に準じた内容で実施する予定でございます。

最後に項番6、今後の予定でございますが、本年12月に保護者の皆様への説明会を実施し、これまでの経緯と移行後の運営についてしっかりと説明をさせていただきます。その後、翌年1月に現行の営事業者の審査を実施し、2月の第1回定例会本会議におきまして、条例の改正を提案させていただきます。ご議決いただきました後、協定書の締結を行い、4月からの移行・運用開始を予定しております。

○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○のだて委員

まず、この公私連携型保育所制度について、先ほどご説明がありましたけれども、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

○芝野保育入園調整課長

公私連携型保育所制度の詳しい内容のご質問でございますが、この制度は平成24年から児童福祉法改正によりできておりまして、大きく3つポイントがございます。

1つ目は、区の関与が明確になる。これが、区の保育理念を継承するというような内容、こちらが制度としてしっかりと規定されたというのが1点目です。

2点目として、土地・建物の無償もしくは非常に低廉な金額なのですが、こちらを通じて事業者の安定的な園運営を図っていくというのが2点目のポイントです。

そして3点目ですが、協定期間中の効果検証をしっかりと行う。これを制度としてきちんと規定されまして、この3つを踏まえまして、公私連携型保育所が成り立っていくということになります。

○のだて委員

今後、定期的なモニタリングをしていくということで、これはどのような項目で、どのような内容をチェックしていくのかを伺いたいのと、あと、この制度でいくと、質が高くて安定的な運営を確保できると。安定的なというのは土地・建物が無償なら確かに安定的な気がしますが、ほかのところがもしあれば伺いたいと思います。

○芝野保育入園調整課長

2点、ご質問をいただきました。

まず、効果検証の内容でございますが、現在でも5年間の効果検証ということで、保護者アンケート、そして第三者評価、そして3者協議会における意見交換をしておりますので、これを引き続きやっていく形になります。

アンケートでは、保護者による園の評価をいただきまして、結果を事業者に通知しまして改善につなげております。第三者評価の場合は、東京都の福祉サービス第三者評価を活用しております、こちらは外部評価機関による評価になるのですが、職員の自己評価とか、あと保護者のアンケート、訪問調査などを通じて第三者的に評価をいただいております。これも引き続きやっていきます。3者協議会なのですが、こちらは、保護者・事業者・区の3者で集まりまして、民営化後の園運営とか保育内容について意見交換をしております。その中のいただいた意見については、今後の園運営に反映させていただいているので、これも併せて実施させていただきたいと考えております。

続きまして、保育の質とか安定的なもの、こちらで何かないかということでございますが、保育の質

は、この制度に移行した場合には協定をきちんと結んで、品川区の保育理念をしっかりと引き継いでいきますので、質はしっかりと担保できると考えております。あと、事業者も、実際に土地・建物を無償で貸与されるということでございますので、運営的にも安定して保育の質に力を使っていただけるような内容になっていますので、双方にメリットがあるそういう制度になっていると思っております。

○つる委員長

安定のところは、さつき質が高くというのは、最初のご答弁で理解しました。安定的というのは確かに建物とか土地代の負担がないし、その他で何か安定的な事業者にとってのメリットはないですかという質問です。

○芝野保育入園調整課長

失礼いたしました。安定的な経営ということでございますが、現在業務委託契約という形で進めさせていただいて、委託内容を超えるような内容についてはなかなか難しいというところですが、今度は協定をしっかりと結んで、5年間しっかりと協定内容を遵守していただく代わりに、5年間は運営にしっかりと携わっていただくことになりますので、安定的に将来を見据えた保育内容を推進していくためには、この制度がいいと考えております。

○のだて委員

今もやっている様々な効果検証をまた続けていくということで、そうすると、効果検証の中身は変わらないということなのですか。あと、運営状況とか財務状況等の資料も提供義務が出てくるということで、これは新たに追加されるものなのか、どういった資料になるのか伺えればと思います。

今もこの保護者アンケートとか、第三者評価とか、運営委員会をやられているということで、その中で高い評価を得ているということでしたが、実際どういった意見が出て、何が評価されているのかも伺います。

○芝野保育入園調整課長

何点か質問いただきました。

まず1点目、この制度に移行することによって、今の運営の中身が変わるのがというようなご質問でございますが、基本的には今の事業者が選定された場合には全く変わらない形で、4月から運営が始まります。

2点目の財務状況は新たに追加されるものなのかですが、こちらは区でも指導・検査等々で使用している資料の提出義務があって、使っているものがありますので、そちらも確認しながらということになります。あと、この財務状況・運営状況については必要に応じてということですので、定期的に出していただく認識はございません。

3つ目、アンケートでどういった意見があつたかでございますが、今回保護者アンケートにつきましては、93%の保護者から肯定的な意見をいただいております。具体的な意見としては、公立園と比べて個別対応の手厚さを感じているという内容や、食育や季節の行事などによく工夫が凝らされているというような好意的な意見を頂戴しております。

○のだて委員

中身は変わらないかは、効果検証のやることが変わらないのかということでお聞きしたかったのですが、改めて確認させていただければと思います。

今、高い評価を得ているということで、利用者は良いと思うのですが、職員の環境、待遇としてはどうなのか伺いたいです。実際の今の職員配置などはどうなっているのかですとか、あと、正規・非正規

の割合ですとか人件費比率などが分かれば、伺います。

○芝野保育入園調整課長

効果検証の中身が変わらないかでございますが、今もしっかりとやっておりますので、基本的には変わらないような形で、やっていきたいと考えております。

あと職員の環境です。職員配置とか正規・非正規の率、離職率等々、こちらは基本的に変わらないと認識しております。職員の実務経験などは、協定でしっかりと一定程度の実務経験を踏まえた職員を配置してくださいというような記載をする予定でございますので、その辺の担保もできていますし、あと、今事業者とも少し話はしておりますが、環境は原則変えないことを申しておりますので、引き続き協定締結に向けて詰めていきたいと考えております。

○のだて委員

そうすると、公私連携型保育所制度を活用した保育園になったとしても、職員の待遇は変わらないのか確認させていただきたいのと、今の運営状況で人件費率とかが分かれば伺いたいと思います。

あと、まとめて伺います。給食の質とかも気になっているのですけれども、以前八潮で公設民営になったときに、給食が変わったという声も聞いたのですが、ここではどうなっているか、あと、その給食を作るのは再委託などをされているのか、それとも事業者がやっているのかというのを伺います。

今回、この公私連携型保育所制度を実施していくと、区の費用としてどのように変わってくるのかを伺えればと思います。

あと、今後の予定で、12月保護者説明会があるということですが、日程が決まつていれば、具体的な日程も伺います。

○芝野保育入園調整課長

何点かいただきました。

まず、職員の待遇は変わらないかでございますが、今、委託契約でやっておりますが、保育所の基準はしっかりと守っていただいてやっています。それについては、公私連携型についてももちろん基準を守っていただくということでございますが、それに加えて、協定書の中で実務経験とかその辺を少し加味していきたいと考えております。

あと、人件費率です。こちらは、すみません、数字を持ち合わせておりませんで、申し訳ございません。

あと、給食の質でございますが、現在、三ツ木保育園は給食室がありまして、自前で作っていると聞いております。すみません、委託はしている可能性がございます。今それは定かではないのですが、どちらかから運んでくるのではなくて、給食室でしっかりと作っているというのは聞いておりますので、引き続き公私連携型になつても、それは実施していただくという形で進めたいと思います。

あと、区の費用はどのぐらい変わるのでございますが、今、公設民営の場合は、運営業務委託費として年間約1.6億円の区の負担が生じておりますが、公私連携型保育所に移行した場合には、運営費については国や都から特定財源が見込まれますので、区の負担としては年間7,000万円程度になると想定しております。そのため、年間で約9,000万円程度の財政の負担軽減が見込まれております。

最後に、12月に保護者向けの説明会ということでございますが、まだ日程は決まっていませんが、12月中旬辺りにはやっていきたいと考えております。

○のだて委員

いろいろ聞いてきましたけれども、子どもたちの保育環境がしっかりと充実していく、保たれるという

ことが必要だと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

○横山委員

協定書についてお伺いしたいのですけれども、他の自治体でこの公私連携型保育所制度を活用しているところが、協定書に保護者の意見等も取り入れているような事例があると思います。例えば行事をそのままにという部分ですとか、財政であったり、保護者の負担もこれまでどおりということで、このように考えてほしいというお声があつたり、そういったことを協定書に取り入れている事例があると思うのですけれども、今回は保護者の意見については、協定書の中にどういった形で反映させていくのかを確認させてください。

また、ないと思うのですけれども、万が一、協定違反が起きた場合には、どのような措置が取られるのかというのも確認させてください。

○芝野保育入園調整課長

まず、保護者の意見をどのように反映させるかということでございますが、協定書の中でももちろん区の理念をしっかりと書かせていただきます。あと、先ほど申し上げましたモニタリングです。効果検証をしっかりと行っておりますので、その中で保護者の意見をしっかりと受け止めまして、反映させていくという仕組みになっておりますので、直接書くというのではないと思いますが、その中で反映させていただきたいと考えております。

あと、協定違反をしてしまった場合の対応ですが、まずそのようなことがないように定期的なモニタリングをやらせていただくというところと、あと法に基づいた指導・検査とか巡回指導がありますので、そちらでしっかりと担保していきたいと考えております。

○横山委員

起きないことが第一だと思うのですけれども、万が一そうした場合にはどのようになるのか、確認させていただきたいと思っています。

○芝野保育入園調整課長

失礼いたしました。万が一そういったものが生じてしまった場合には、協定に基づきまして、必要であれば法人の指定の解除という形にならうかと思います。

○高橋（し）委員

公私連携型保育所で、民営化する時の流れでほかの自治体もやっているパターンで、やはり今ほかの委員の方もおっしゃっていましたけれども、協定書の中にどれだけ盛り込むかが非常に重要だと思っています。幾つか今までどおりとあるのですけれども、例えば今後、障害を持ったお子さんとか医療的ケア児とか、そういった状況があればきちんと継続をするという約束とか、あと、今も少しお話がありましたがけれども、どうしても民営化すると何かの行事をやるからとか、イベントをやるからとか、新たな保育を入れるからということで、徴収です。そういうところが出てくる可能性がある。とすると、事業者としてはその可能性を残したいから、協定書の中にそれを盛り込む可能性があるわけです。

ですから、5年間の運営はあるのだけれども、まず最初の協定書を非常に綿密にきちんとやっていた大いに、それが5年生きるのではなく、内容を年度で見直していくという担保がないと、ほかの区が様々協定を結んでやっている事業で何年間はもうこれでというのがあって、時代の変化やいろいろな状況の中で変えていけない、その年度が来るまで変えられないがあるのですけれども、その辺はいかがで

しょうか。

○芝野保育入園調整課長

協定書の内容についてのご質問でございますが、まず協定書の中で今までの品川区の保育理念、品川区がやってきたこと、取り組んできたことをしっかりと書くというのが大前提になってきております。委員からお話がありました障害児とか医療的ケア児も、もちろん認可保育園の場合は受け入れの義務がございますが、こちらもしっかりと協定書に書かせていただきたいと考えております。

あと、民営化に伴って負担が生じてくるのではないかと。こちらも負担が生じないように、しっかりと協定書の中で記載していきたいと考えております。

あと、見直しにつきましては、協定と言えど最後に協議事項を設けますので、何か生じた場合にはしっかりとそこで協議して良い方向に向いていくように見直しをしていく形で進めていきたいと思います。

○高橋（し）委員

公私連携型保育所としてうまく運営していくかどうかというのはやはり今回にかかっていますので、しっかりとお願ひします。

○つる委員長

ほかにございますか。

○若林委員

平成28年から区立5園の民営化が現実に起きて、この当時、支援新制度でいわゆる民営化、公設民営、それから今回の公私連携型というのがその中に位置づけられたということなのですけれども、品川区は最初、公設民営でスタートして、後からという言い方は変ですけれども、令和になって公私連携型、これの意味・意図は、逆になぜ最初から公私連携型ではないのかも含めた意味とか意義をお聞かせいただきたいのと、あとこれで言うと今後、4園の民営があるわけですけれども、順次、特に今の質疑の中で際立っているのが国や都からのいわゆる補助があるというのは財政的には非常に魅力的なので、5年間の検証もしつつという考え方はどうなのか。この2点、確認させてください。

○芝野保育入園調整課長

2点、ご質問をいただきました。

1つ目の平成28年の民営化基本方針を定めたときに、なぜこの制度を検討しなかったのか、したのか定かでないのですが、申し訳ありません、把握していないところでございますが、当時の状況については記録が残っていますので、少しご紹介させていただきますと、意図としては民間活力の活用と、あと財政負担の軽減を目指して民営化するということでございますが、当面5園程度していくということを決めております。その当初は運営業務委託の手法を取るようにそこに定めておりまして、当時はこの制度についての検討はなされていなかったのかと、推測になってしまいますが考えております。

その後、令和2年に民営化ガイドラインを作らせていただきまして、具体的にどの園をやっていくかというのが決められております。区の方針として、その中でも当面は区立5園については同意業務委託の手法を取る形になっているところでございます。

その後、令和6年の品川区内保育園等あり方基本方針の中で、当初5年間はガイドラインに基づいて公設民営保育園として運営し、その間の運営状況を効果検証の上、設置者を区から運営事業者に移行する方針を定めさせていただいているところでございます。今現在はこの方針に基づいて進めさせていただいているところでございます。

続きまして、残りの4園のことでございますが、残りの4園につきましても効果検証を引き続きやらせていただきますとともに、施設や敷地の条件がございます。東京都の敷地に建っているものもありますので、その辺は東京都との交渉になると思いますが、そのような条件を踏まえまして、この制度を活用した民設民営化の検討は順次行っていきたいと考えております。

○つる委員長

ほかに、よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○つる委員長

最後に、予定表4、その他を議題に供します。

まず、本定例会の一般質問に係る所管質問ですが、本定例会の一般質問中、文教委員会に関わる項目について所管質問なされたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と質問内容をこの場でお願いしたいと思います。なお、本会議での質問の繰り返しにならないようにお願いいたします。質問される委員がいらっしゃる場合は、明日この委員会で理事者からご答弁いただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思います。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○高橋（し）委員

えのした議員の教員の成り手不足解消という項目で、会計年度職員の交通費支給について質問されて、答弁は前向きに検討を進めるというようなご答弁だったのです。その交通費に関して具体的にどういうことを想定、時期の話もあるのでしょうかけれども、どのようなことを考えているのかということと、あと、会計年度職員、つまり区費の時間講師ですけれども、その経験年数といわゆる報酬との関係についても関連して検討していくのかということです。

○つる委員長

ほかにいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、高橋しんじ委員から、えのした議員の一般質問の教員の成り手不足という項目に関連して、交通費支給等についてお聞きしたい。その時期ですとかそういったこと。それから関連して、区費……。

○高橋（し）委員

そうですね。区費の時間講師の交通費と、あと経験年数と報酬との検討とか関係について、そちらも改定していくのか。

○つる委員長

その改定について、お聞きしたいということでございますので、明日の委員会で理事者の答弁をいただきたいと思います。よろしいですね。

そのほか、その他で何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○つる委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定はすべて終了いたしました。明日は午前10時の本会議散会後の開会です。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後2時38分閉会